
令和4年 第16回 大 刀 洗 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第3日)

令和4年3月14日 (月曜日)

議事日程 (第3号)

令和4年3月14日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（11名）

1番 森田 勝典	2番 隠塚 春子
3番 平田 康雄	4番 野瀬 繁隆
5番 黒木 徳勝	7番 平山 賢治
8番 東 義一	9番 古賀 世章
10番 松熊武比古	11番 高橋 直也
12番 安丸眞一郎	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 佐田 裕子

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	中山 哲志	副町長 ……………	大浦 克司
教育長 ……………	柴田 晃次	総務課長 ……………	重松 俊一
税務課長 ……………	田中 豊和	福祉課長 ……………	平田 栄一
地域振興課長 ……………	村田 まみ	産業課長 ……………	佐々木大輔
建設課長 ……………	棚町 瑞樹	子ども課長 ……………	松元 治美
健康課長 ……………	早川 正一	生涯学習課長 ……………	矢野 智行
会計課長 ……………	山田 恭恵	住民課長 ……………	矢永 孝治
財政係長 ……………	福岡 信義	人事法制係長 ……………	堀内 智史

開議 午前9時00分

○議長（安丸眞一郎） おはようございます。

現在の出席議員は11人です。

ただいまから、令和4年第16回大刀洗町議会定例会を再開いたします。

これから、本日の会議を開きます。

議事に入ります。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

日程第1. 一般質問

○議長（安丸眞一郎） 日程第1、これから一般質問を行います。

通告を受けております3番、平田康雄議員、発言席からお願いいたします。平田康雄議員。

3番 平田 康雄議員 質問事項

1. 男性の育児休業について
2. 大刀洗町地域公共交通計画について

○議員（3番 平田 康雄） おはようございます。議席番号3番、平田康雄です。私は、男性の育児休暇及び大刀洗町地域公共交通計画の2件について質問いたします。

まず最初に、男性の育児休暇について質問します。

昨年6月に育児・介護休業法が一部改正され、来月から段階的に施行されることになっております。法律改正のポイントは、1つは育児休業に関する周知・意向確認の義務化であります。育児休暇が取得しやすい環境整備や従業員への個別の周知と意向確認が義務化されます。

2つ目は、出生時育児休業制度の創設であります。これは、子供の誕生直後8週間以内に、父親が最大4週間の休暇を2回に分けて取得できるという制度で10月に施行されます。

3つ目は、育児休業取得状況の公表の義務化であります。令和5年4月から従業員が1,000人を超える大企業に育児休業取得状況を公表することが義務づけられます。この制度を先取りしたのが佐賀県であります。

昨年10月8日付、西日本新聞に「佐賀県が昨年10月から子供が生まれた県職員に2週間以上の育児休暇を取ってもらう「ハッピー・ツー・ウィークス」を始めた」という記事が掲載されました。

夫婦が一緒に子育てをするため2週間以上の育児休業取得率100%を目標に設定したそうです。このため職員が育児休業を取得しない場合は、所属長が業務の割り振りの見直しや育児休業を取得しやすい環境づくりをしたかどうかを取得理由書、つまり休暇を取らない理由書を書くことにしたそうです。これは、職員が気兼ねなく休暇を取れるようにとの配慮から設けられたもの

と思います。

そこで質問します。まず、1つ目の質問は、育児休業の周知・意向確認などについてであります。

男性に対する育児休業の周知・意向確認について、本町ではどのような対応をされているのか。また、来月からの育児休業の周知・意向確認の義務化に伴い、今後はどのように対応されるお考えでしょうか。

あわせて、昨年度に育児休暇の取得対象となった男性の数と休暇取得者数、できれば、過去5年間の対象者数と休暇取得者数を併せて教えてください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平田議員質問の男性の育児休業について答弁をいたします。

男性に対する育児休業の周知・意向確認についての御質問でございます。

まず、1点目の現在の対応状況や今後の対応についてですが、現在、人事担当職員が直接本人に育児休業制度の説明と育児休業取得の意向確認をしております。今後も同様に行ってまいりたいと考えております。

次に、育児休業取得対象者数と休業取得者数についてですが、昨年度、令和2年度は、対象者3名に対し取得者はございません。また、過去5年間ですけれども、これは、起点を何年にとるかで変わってまいります。例えば、平成28年度から昨年度、令和2年度まででしたら対象者11名、29年度から本年度、令和3年度まででしたら対象者10名に対し取得者は残念ながらいないところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。

再質問があればどうぞ。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） それでは、再質問をさせていただきます。

本町では、育児休暇が1年くらいあると。育児のための特別休暇も5日間あるというふうにお聞きしていますけれども、男性の場合はどうなっているのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 人事のほうは総務課で対応しておりますので、私のほうから回答いたします。

男性職員の育児休業は、女性職員と同様に子が3歳に達するまで取得可能であります。また、子育てのための特別休暇として、配偶者出産休暇が2日、育児参加休暇が5日、子の看護休暇が年間5日と有給での取得が可能であります。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 西日本新聞によりますと、千葉市では、職員が育児休暇を取得しな

い場合に、上司が理由を聞き取る調査を実施すると、そういうことをしたところ、休暇の取得率が急上昇して9割を超えたということです。

大刀洗は、今のところゼロということですけど、やはり直属の上司である課長など管理職が直接、本人の意向を確認し、できるだけ休暇を取るように促したほうがいいんじゃないでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 育児休暇の周知ということでございますけども、育児休業取得対象者と管理者との平日頃のコミュニケーションの中で育児休業が取得できない要因を探ってみて、取得しやすい環境をつくるのが育児休業の取得促進につながるものと考えております。

また、育児休業の取得については、収入の減少といった生活に影響を及ぼすこともありますので、最終的には育児休業取得についての本人の考えを尊重するように考えております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問あればどうぞ。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 佐賀県では、8日間の育児休暇を取った男性が71.6%と高いのに、2週間以上になりますと33.3%に下がるということであります。

ここで質問ですけれども、本町において過去5年間に11名の対象者がおられたのに、実際に休暇を取られた方はいなかったと。先ほど金銭面の関係もあるということですが、男性の育児休暇の取得率が低いというのは、なぜだと思われませんか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） まず、過去5年に育児休暇取得者はいませんでしたけれども、その前を確認すると、2名の職員が約10日ほど育児休暇を取った実績はございます。ただ、過去5年間はなかったということです。

男性職員の育児休業の取得率がなぜ低いかについてですけれども、町の職員に対しての育児休業等の取得のアンケート調査等は行っておりませんが、国からの通知なりアンケート結果に基づきますと、国家公務員にアンケート調査した結果においては、収入の減少、業務の繁忙、また、その業務が自分にしかできない仕事や意識と職場復帰後の職場の変化への対応等が多数理由として上げられていました。本町においても同様の理由から育児休業取得率が低いものと考えております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 休暇に当たって、先ほど言った様々な休暇が2日と5日ですから12日ですかね。そういうふうにあるということですが、そういった有給休暇除いて仮に職員が長期休暇を取った場合、大体給与ちゅうのはどれくらい減るものでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 給与の減少でございますけれども、育児休業期間中は職員については

給与は支給されず、そのかわり、市町村職員共済組合のほうから短期給付としまして育児休業手当金が子供が1歳になるまで支給されます。

この共済組合から支給される育児休業手当金については、育児休業期間が最初から180日までは給与の約67%、180日を過ぎると給与の50%が支給されますので、おおむね本来の給与から30%から50%程度の減少となります。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 30%が50%に減ると、なかなか生活が厳しくなって、確かに長期休暇というのは取れないような状況なんですかね。

次の質問に移ります。2つ目の質問は、出生時育児休業制度、つまり男性版の産休制度の創設についてであります。

この制度は、子供の誕生直後8週間以内に父親が最大で4週間の休暇を2回に分けて取得できるというものでございます。

そこで、質問ですけれども、新たな制度が10月に施行されるようですけれども、この制度施行に併せて町ではどのような対応をされるお考えでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 出生時育児休業制度についての御質問でございます。

町の対応についてですが、新たな育児休業制度について、今後、職員へ周知を図り、育児休業を取得しやすい環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。

再質問があればどうぞ。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） それでは、再質問させていただきます。

職員が2週間ずつ2回、合計で4週間の育児休暇を取った場合、その間の業務の代替措置のほうは、どのようにされるお考えでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 育児休業期間中の業務でございますけれども、職員が減少するという状況ではありますけれども、その課の中でほかの職員に変わって事務分担できるような形で、課内の調整で業務分担を図っていきたいと考えております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 全体的、大刀洗の各課を見てみますと、かなり親密に関係職員がお互いに話し合いながらやっておられますから何とかなるんでしょうけれども、しっかりその辺は考えてやらないと、本当に繁忙な時期は大変なことになるんじゃないかと思います。

それじゃ、3つ目の質問に移ります。

3つ目の質問は、育児休業取得率を向上させるための取組についてであります。

明治安田生命保険の調査によりますと、育児休暇を取得した男性に、育児に関しいい変化があったかどうかを尋ねると88.6%がよかったと、いい変化がありましたと回答したそうです。また、育児への関わりの変化というのを聞いたところ、子育ての大変さが分かって配偶者をもっとフォローしたいと思ったというふうに答えられた方が49.4%あったそうであります。

反面、育児休暇を取得できなかった人は、課長が言われますように、経済面とか職場の雰囲気とかを理由に上げていたそうです。

育児休業取得の促進には、制度の周知に加えて、やっぱり労働環境、先ほど町長が言われましたように、労働環境を整えることが大切だ。もうこのようにやはり指摘があっているそうです。

また、従業員が1,000人を超える大企業には、令和5年4月から育児休業取得率を公表するということが義務化されます。

そこで、質問ですけれども、町では男性の育児休業の取得率向上の取組として、これまでどのような対応、対策を講じてこられたのか。これまでの取組状況、それから、今後の対策があれば教えてください。それから、育児休業取得の公表についても、あわせてお伺いを、お聞かせください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 育児休業取得率向上のための対策についての御質問でございます。

まず1点目のこれまでの取組状況と今後の対策についてですが、先ほども答弁しましたとおり、これまで人事担当職員が直接本人に育児休業制度の内容を説明し、取得を促してきたところです。また、大刀洗町では、第5次総合計画において、男女共同参画と女性の活躍推進を施策の柱の一つに位置づけるとともに、第2期のよかまち創生プロジェクトや第2次男女共同参画計画に基づき、男性の積極的な子育て等への参画を促すために、イクメン創生プロジェクトとして、イクメン養成講座等の事業を実施しているところでございます。

今後とも男性が安心して育児休業を取得できるよう制度の周知と取得促進に努めるとともに、男女が家庭や社会の中でお互いを尊重し合い、個性や能力を生かしながら、共に責任を担っていくことを目指して町政運営に当たってまいりたいと考えております。

次に、育児休業取得率の公表についてですが、本町職員の育児休業取得率については、特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況として、既に町のホームページで公表しているところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。

再質問あればどうぞ。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） それでは、再質問をいたします。

明治安田生命の調査によると、育児休暇を取得できなかった理由としては、経済面、それから、職場復帰後の職場の雰囲気が上げられているということでもあります。

経済面の問題が、大きいわけですがけれども、職場復帰後における職場の雰囲気というのは、やはり重要なポイントだと思います。

先ほど言いましたように、かなり私の見る限りにおいては、非常に雰囲気のいい中で業務が行われておりますけれども、でもやはり口に出さなくても、何となく気まづいといった点が、やはり長期的な一時休暇が取得できない要因ではないかと思えます。この点については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 職場復帰後の職場の雰囲気についてでございますけれども、これはもう職員間で解決できる課題と考えております。特に、この育児休業の制度は、国の法律によるものでございますので、この法律を理解し、管理職をはじめ職員がお互いに支え合って対応できるようにすべきであると考えています。町としても職員が安心して職場に復帰できるよう、職場環境の整備を図っていきたくと考えております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） それと、明治安田生命の保険の調査ですがけれども、やはり男性が育児休業を取得できなかった理由、やはり給料が減少する、金銭面で取得できなかったというのが、実は30%と一番多かったと。

それから、職場を長く離れる、戻る際の雰囲気に不安があるというのが12.8%ということになったそうであります。

今回の法律改正に伴い、4週間は有給となりますので、経済的な問題は少し改善するかと思います。

ただ、子育てで大変なのは、子供が病気したときの対応じゃないかと私は思っております。2週間の休暇を2回取得できるのは、非常にありがたいことだと思いますけれども、本当に休暇が必要なときに、単発的に休むことも必要じゃないかと思えます。

そこで、質問ですがけれども、4週間の育児休暇のほかに別途新たに町独自の休暇期間を延長するとか、1日単位で取得できる休暇を新たに設けるとか、そういうことはできないでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 町独自の休暇制度の創設ということでございますけれども、現在、町に設定しております特別休暇については、この看護休暇がございます。この看護休暇は、年間5日、子供が2人以上いる場合には年間10日の休暇が時間単位で取得できるものでございます。このような制度もございますので、新たに町独自の休暇を設ける予定はございません。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 今回の育児介護休業法の改正に伴いまして、来月から育児休業の周知・意向確認が認可される。また、出生時育児休業制度の創設、それから、大企業における育児休業取得の公表というのが義務づけられると、そういうことでありますから、4月から法改正の段階的な施行に当たりまして、現在の対応状況とか過去の対応方針などについてお聞きしたところであります。

町としては、今回の条例の改正という中でも、育児休業等に関する条例を改正されまして、子育てのための休暇が取得しやすい環境整備を図ることとされておりますから、そういう面では少し安心をいたしております。

ただ、4週間という休暇ですので、やっぱりその間における職の業務の在り方というのは、それぞれの職場において十分に検討して、やはり休暇取得率100%を目標として取り組んでいただきたいと思っております。

男性と女性が共に育児に関わるということは、家庭生活は当然のことながら、業務の在り方推進を図る上からも非常に重要なことだと私は思っております。男性の皆さんも積極的に休暇を取り、共に子供の健全な育成に努めていただきたいと思います。

これで1つ目の質問を終わります。

次に、2つ目の質問に移ります。

2点目は、大刀洗町地域公共交通計画に関する質問でございます。

大刀洗町は、住みやすい町だが交通アクセスが悪いというのが多くの方から聞かれる声であり、町の大きな課題となっております。若者が定住したくなる住みよいまちづくりのためには、この課題の解決が不可欠であります。

町でも公共交通問題は、重点課題として位置づけられています。第5次大刀洗町総合計画にも、誰もが公共交通を利用して行きたい場所へ移動できる町の実現というのを町が目指す将来像として掲げられております。

また、政策の展開としては、既存交通の維持と補完的な交通手段の創設を図ることとされていきます。

このため町では、公共交通の問題を解決するための取組として、昨年4月に大刀洗町地域公共交通活性化協議会を設け、大刀洗町公共交通計画の策定作業が進められています。計画は、今月に策定されるようであります。

そこで質問します。まず、1点目の質問です。今回策定される大刀洗町地域公共交通計画とは、どのような計画なんでしょうか。計画策定の理由、計画の目的やポイントなどを教えてください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平田議員質問の大刀洗町地域公共交通計画について答弁をいたします。

計画策定の理由、計画の目的とポイントについてでございますが、大刀洗町では西鉄甘木線や甘木鉄道、西鉄路線バスの北野線などが運行しておりますけれども、残念ながら利用者は減少傾向でございます。

また、町内には、自宅から歩いて利用できる範囲に駅やバス停がない公共交通空白地域がございまして、高齢化に伴い車を運転されない交通弱者への対策は大きな課題となっております。

このため既存の地域公共交通の現状と問題点や課題を踏まえ、大刀洗町に望ましい持続可能な地域公共交通の姿を明らかにし、その実現に向けた住民、交通事業者、行政の役割と取組方針を定め、本町における地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するために本計画を策定するものでございます。

この際、第5次大刀洗町総合計画でも掲げる、先ほど議員のほうからも御紹介がございましたが、誰もが公共交通を利用して行きたい場所へ移動できる町の実現に向けて、まず1つ目として、既存公共交通による提供サービスの維持、活性化、2つ目が、町民の多様な移動ニーズに応じた新たな移動手段の創出、3つ目として、多様な関係者の連携による公共交通の利用促進活性化、この3つを計画の目標、柱として位置づけているところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 計画のポイントとは、どういうものでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） ポイントについての答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 計画のポイントでございます。

既存公共交通である鉄道やバスは、近隣市町村と本町を結ぶ重要な役割を担っております。将来にわたり維持に取り組む必要があると考えております。このため周辺市町村とも協議しつつ、継続的な運行支援や利用促進などに取り組み、継続的なサービスの実現を目指すものであります。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を終わりました。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） それじゃ再質問をします。

先ほどの目的の一つ、既存交通、公共交通による提供サービスの持続活性化の具体的な内容、2つ目の移動手段の創出というのは、移動、乗り合い定額タクシーの導入のことでしょうかけれども、じゃ3つ目の多様な関係者の連携による公共交通の利用促進、活性化というのはどういうことでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） こちらは自家用車利用に依存した町民の意識や行動を展開していくため、公共交通に関する情報提供の充実や利用促進などに取り組むということです。

また、多様な関係者との連携を強化し、施設やイベントなどと公共交通の相互連携による公共交通の活性化を図ることとしております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 今回、全町を対象とした新たな公共交通を導入するということですが、南部コミュニティーセンターが運行している巡回バス、これも引き続き運行されるようでございます。

大刀洗町地域公共交通計画におけるこの巡回バスの位置づけはどうなっているのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 御質問にお答えします。

巡回バス、南部コミュニティーセンターが運行している巡回バスでございます。この南部コミュニティーセンターが現在運行しております巡回バスは、大刀洗校区における地域活動の一環として運行されておるものです。町のほうでも今回の計画にも大変参考にさせていただきました。こちらでも地域の公共交通の空白地帯を解消するための町がやっているものから、また補完する補完的な交通手段の一つとして位置づけておると考えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） それでは、ここで次の質問に移りたいと思います。

2点目の質問は、新たに運行される乗り合い定額タクシーについてであります。

町では計画策定のため、これまで4回、大刀洗町地域生活公共交通検討会が開催されてきましたが、1月に行われた検討会では、巡回バスに代わる新たな交通手段として乗り合い定額タクシーの導入が提案されました。

今回新たな公共交通として運行される乗り合い定額タクシーとは、どういうものでしょうか。運行目的、対象者、利用料金、運行時間、運行区域、これらについて教えてください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 乗り合い定額タクシーについての御質問でございます。

まず、運行目的についてでございますが、先ほども答弁しましたとおり、町内には公共交通空白地域があり、高齢化に伴い車を運転されない交通弱者への対策は大きな課題となっており、通院や買物をはじめ、日常生活の中で利用できる移動手段の確保のため乗り合い定額タクシーの運行を行うものでございます。

次に、対象者、利用料金、運行時間、運行区域についてですが、事前登録した方を対象に、1乗車当たり1回500円で、これは割引対象の方は300円で午前7時から午後6時まで、町

内の全域と隣接する神代病院及び新古賀リハビリテーション病院みらい（旧丸山病院）の2つを運行区域とする予定でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） それじゃ再質問をいたします。

広報たちあらい2月号によりますと、巡回バスを現在の運行法で3月まで走らせるとありますけれども、新たな公共交通である乗り合い定額タクシーは、4月1日から運行されるのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） それでは、平田議員の御質問にお答えいたします。

4月1日からの運行に関してでございます。4月1日から現在6月末までの3か月間を引き続き現行どおりの予約型巡回バスを走らせ、7月から乗り合い定額タクシーを運行する計画でございます。こちらは、全協での説明では6月からという一番早い計画で提示しておりましたけれども、現在、国への申請の関係で7月からの運行になる可能性が高いところでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 巡回バスは、令和2年度、3年度、今は2回にわたり試行的に運行されましたけれども、乗り合い定額タクシーも試行期間を設けて運行されるのでしょうか、それとも4月から本格的に運行されるのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） こちらの乗り合い定額タクシーは、7月から9月までの間の期間を試行運転期間としまして運行したいと考えております。

10月から下半期、本格的に運行するという考えでございます。こちら利用者の状況に応じて変更する可能性も考えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 次に、対象者について質問します。

対象者は、事前登録を行った方というふうな回答がありましたけれども、事前登録を行えば町外の方も利用できるのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 御質問にお答えいたします。

こちら公共交通の考え方で運行しますので、町外の方も御利用することができます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 通常料金が500円で、割引料金も300円であるというふうに聞いておりますけれども、この割引料金は利用できるという方は、どういう方でしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 300円の割引料金を受けられる方でございます。65歳から74歳までの免許をお持ちでない方、返納された方、75歳以上の方、妊婦の方、高校生以下の方、そして、障害のある方を想定しております。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 次に、運行時間について質問します。

運行時間は、午前7時から6時までとのことですけれども、これは高齢者とか一般の住民はこの時間で十分だと思います。しかし、高校生が、朝早く通学して、クラブ活動や学習塾などの関係で帰りが遅くなりますので、現在の時間帯ではタクシーが利用しにくいんじゃないかと思えます。

また、運転免許を持たない勤労者も同じことだと思います。時間を7時から6時までにされた、その根拠を教えてください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 巡回バスのほうでは、買物や通院を主な目的として実施しておりました。運行時間を午前9時から午後4時半としておりました。試行期間中に高校生などからの時間延長の要望がありました。高校生を含む町民アンケートを実施させていただきまして、そちらの結果から高校生の通学に伴う駅までの移動についても一定のニーズがあるということが確認できましたので、その点に配慮し、午前7時から午後6時までに決定したものでございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） タクシーというのは、深夜まで営業していますし、割増料金が発生する時間内であれば、時間を延長するという事も可能ではないでしょうか。高校生とか勤労者が利用しやすいように、運行時間を例えば午前6時から9時頃までに延長できないものではないでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） これまでの試行運転しておりました巡回バス、予約型の巡回バスも含みますが、そちらに関しましては、高齢者が買物や病院などに使えるように、なるべく昼間の時間帯に運行しておりました。今回の乗り合い定額タクシーになるということで、高校生なども利用できるように運転時間をうまく、その9時から7時まで繰り上げて延長しているものです。

運行時間等は、タクシー会社の運営時間との兼ね合いもございますので、そういったタクシー

会社の代表者も含めました大刀洗町地域公共交通活性化協議会のほうで都度協議して決めているものでございます。

こちら試行運行の結果を基に問題等があれば、また、協議会について協議して進めさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） ぜひ検討していただきたいと思います。

次に、運行区域について質問します。運行区域は、全長、町内全域のほかに久留米市の神代病院と新古賀病院ですかね。なぜこの2つの病院のみを区域に含めたんでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 質問にお答えします。

こちらは、アンケート調査の結果並びに試行運転での実際乗降者の動向の結果でございまして、久留米市の神代病院さんと小郡市の旧丸山病院、新古賀病院のほうを利用されている町民が多ございましたためです。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 運行時間を巡回バスのとくと比べまして、高校生にも幾分配慮したということですが、運行区域は主として高齢者に配慮して決定されているんじゃないかと思います。そんな気がするわけですね。実際にタクシーが必要なのは、高齢者もそうでしょうけれども、高校生や運転免許を持たない通勤者ではないかと思います。

高校生は、全員町外に通学しておりまして、雨が降ったときなどは駅まで家族が送迎されているようですけれども、送迎できない方というのが非常に困っているということでございます。また、運転免許のない方で、久留米市や福岡市などで通勤される方も、駅まで行くのにタクシーがあると助かるのではないかと思います。

そこで質問ですが、大刀洗町に隣接する久留米市や小郡市にある鉄道の駅、例えば、西鉄大牟田線の端間駅や小郡駅、それから、西鉄甘木線の北野駅や大城駅、甘木鉄道の松崎駅など、こういう駅を目的に加えることはできないものでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 町では、既存の公共交通機関である西鉄の甘木線や甘木鉄道、また、西鉄バスが乗り入れてきていますが、そちらの利用を促進するために町内にある西鉄甘木線の本郷駅、それと大堰駅、甘木鉄道の西大刀洗駅などを目的地として定めているところでございます。

目的地が町外という、今御提案を頂きましたけれども、地域公共交通計画や大刀洗町の地域公共交通活性化協議会で検討した結果のものでございますので、現在のところでは町内の駅、各駅に直結するというところで計画をさせてもらっております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 西鉄甘木線や甘木鉄道の利用者を増やすということは、やはり当然だと私も思います。しかし、大刀洗校区の場合は、久留米までの通勤、通学される方というのは、西鉄バスを利用して北野駅まで行って甘木線を利用するということができるようになりました。しかし、福岡へ通勤、通学される方は、西鉄端間駅とか小郡駅、あるいは、甘木鉄道の松崎駅、そういったところを経由して行かれるのが通常ルートでありまして、わざわざ大堰駅までタクシーで行く、あるいは西鉄バスで北野駅まで行って、それから、宮ノ陣経由で福岡に行くということは、ちょっと考えられないと思います。

したがって、西鉄端間駅とか小郡駅を目的に加えましても、西鉄甘木線の乗客数は変わらないと、減らないと思いますね。

それから、大城駅とか松崎駅を目的に加えれば、西鉄甘木線とか甘木鉄道の利用者増につながると私は思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 平田議員の御質問にお答えいたします。

確かに平田議員の御指摘のようなことがあるかとは、重々承知をしております。ただ、先ほど来申し上げておりますように、目的地というものは、大刀洗町の地域公共交通活性化協議会のほうで検討した結果を基に進めております。まずは、町内の駅に限定して、町内の駅の活性化をまず目標としてスタートさせていただきたいというふうに考えております。議員から頂きました点につきましては、意見として頂戴したいと考えます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 大刀洗町公共交通計画を策定して、町内の交通空白地をなくすためには、やはり乗り合い定額タクシーを新たに導入するというのは、これ非常に素晴らしい政策だと思います。

議会だよりなどで若者の意見を聞きますと、多くの若者が大刀洗町は住みやすいけれども交通が不便であると、そういうことを課題として上げられます。特に、電車が走っていない大刀洗校区においては、若者が定住しない大きな要因となっているようでございます。

このたび巡回バスの試行運転に続きまして、新たな公共交通として乗り合い定額タクシーの試

行運転が始まります。今までの巡回バスは、高齢者対策の一環として行われているような気がしていましたが、今回の乗り合い定額タクシーは、大刀洗町に住む高校生はじめ全ての住民を対象とした利用できる新たな公共交通機関でありますので、私としては大いに期待をいたしているところであります。

今回の計画は、公共交通に係る課題の解決に大きな一歩となることと思っておりますけれども、ぜひ若者の定住対策も念頭に置いた上で試行結果を基にしっかりと検討していただきたいと思っております。

特に、運行時間の延長とか、町外の電車の駅を目的に加える件、この辺についてもしっかりと検討してください。

これで質問を終わります。

○議長（安丸眞一郎） これで、平田康雄議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（安丸眞一郎） 次に、10番、松熊武比古議員、発言席からお願いいたします。松熊議員。

10番 松熊武比古議員 質問事項

1. 町内にある記念碑の老朽化による危険度の対策はいかに
2. 耕作放棄地の改善方法はどのよう進めているのか

○議員（10番 松熊武比古） 10番、松熊武比古でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私は、町内にある記念碑の老朽化による危険度の対策はいかにとられてあるのか、また、高齢化により耕作放棄地の改善方法はどのよう進められているのかのこの2項目について質問いたします。

まず、記念碑でございますが、これは大刀洗町の教育委員会が発行されてあります文化財マップというのがございます。これに今記載されているのが、大体21か所、これの漏れも何か所かございますが、こういう立派なマップも作っていただいております。

そういう中で、この記念碑というのが、建立して約もう100年近くたつとる記念碑があります。構造がこれに載っていますように、大体礎石があつて、その上に石があつて、それで、記念碑が建つておる。その接続部分はモルタルで固めておるといふことですね。アンカーボルトあたりは取っていませんので、非常に横振れの地震あたりが来たら危ないという現状ではございます。

大刀洗公園にある記念碑というのは低くて、下がしっかりコンクリートで固めてあるから大丈夫なんです、あとのものに対しては大体同じ工法で建てられております。やはりコンクリートの寿命というのを考えた場合に、モルタルで接着しとるわけですから、限度が70年ぐらいかなという感じはしております。そういう問題について、果たして町として町の管理してある記念碑というのはあるのかないのかをお尋ねしたい。

それから、大堰の慰霊塔あたりにも、下高橋もそうなんです、忠魂の碑というのが看板が掲

げてあります。内容を読みますと、「日本の明治、大正、昭和の時代は、諸外国を相手にした戦争が続きました。この戦争は、日本にとっても諸外国にとっても大きな被害を与えることとなり、特に人の尊い生命がたくさん失われたのでございます。戦争で亡くなられた方々の霊をお慰めし、戦争を繰り返さない誓いを込めて、この記念碑は建てられました。この地球から人間にとって最も悲惨な戦争がなくなることは、誰もが望んでいることです。世界の平和と人の生命の尊さ、そして、人権がどんなものにも変えられない大切なものであることを石碑は教えています。大刀洗町」ということで看板が建っております。

そういう中で、果たして大刀洗町として、この記念碑を大体どれだけの数量把握してあるのか。それをまずお尋ねしたいと思います。（２）番のほうもお願いします。

それから、２番のほうは、神社関係に建っておる記念碑については、これはもう町の責任ではないと思いますが、これももう１００年以上たった記念碑が多々ございます。こういう記念碑の、これは大体、その地区の氏子の責任と思いますが、町としてはこの危険物についての注意指導はどう行われているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、松熊議員質問の町内にある記念碑の老朽化対策について答弁いたします。

まず１点目の町の管理する記念碑の数量についてでございますが、今回、議員の御質問を受けまして、改めて各課において管理をしております記念碑等について確認しましたところ、大刀洗公園内に記念碑４基と銅像１基、ドリームセンター前に記念碑１基を管理しているほかは、町で管理している記念碑等はございませんでした。

なお、議員のほうから御紹介がございました文化財マップには、町が管理していない記念碑等も含めて町内にある文化財の写真と場所等を提携させているところでございます。

次に、２点目の神社関係の注意指導についてでございますが、神社に設置してある記念碑等は、議員御指摘のとおり、氏子さんの管理だと思われまますので、これまでのところ、町からは注意指導は行っておりませんが、今後、危険な状況が判明した場合には、管理者や住民の皆様へ何らかの形で注意喚起できないか検討をしてみたいと思います。

なお、小学校敷地に設置しております記念碑等への注意指導については、教育長のほうから答弁を頂きます。

○議長（安丸眞一郎） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、松熊議員の質問について答弁いたします。

小学校敷地内に設置されている記念碑等についての注意指導についてですが、学校敷地内、今大堰小学校にも文化財マップに載っている貴重な文化財があります。これについては、学校では

日常的な清掃等を実施するなどして保全しているところです。

ただ、議員が御指摘のように、事故防止等のために引き続き安全点検及び危険な場所では遊ばない、危険な遊びをしないとといった子供たちへの指導についての注意喚起は行っていくよう学校長に指示しているところです。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問があればどうぞ。松熊議員。

○議員（10番 松熊武比古） 私も私の区でお宮に記念碑がございますが、もうこれが大正10年に建てられて100年たっております。先日、宮総代とも話したんですが、これはもう町の管理やなくて氏子の管理になるから、早めにコンクリートで、モルタルで仕上げているので、はつってからやり直したほうがいいんじゃないかというようなことは、うちの区については言っておるんですが、なかなか記念碑というのは、建てたらそのままなかなかそういう指導というのは町も、あああるねというぐらいの感覚で、余り危険度は感じられておられないような気がしてなりません。

よく小学校もそうですけど、子供が遊ぶ場所、それから、通るところには震度7ぐらいの横揺れの地震が来たら、この記念碑というのは非常に強度が弱いと思っております。アンカーボルトでがっちり固めた記念碑であれば、ある程度は心配せんでいいんですが、大きな石をちょっとはつってモルタルでとめとるとというのが現状ではないかなと。

ですから、この辺もちょっと透過して強度を持たせるようなことを建築課のほうでも考えていただいて、なるべく早く着工していただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） それでは、松熊議員の御質問に答弁いたします。

先ほど松熊議員のほうから着工していただきたいという発言がされましたけれども、先ほど町長も申し上げましたように、設置、管理等につきましては、各神社なり記念の関係者、氏子さんが管理されてあると思いますから、町としては着工するとか、補修工事をするということではなくて、注意喚起を行っていきたいと考えております。

○議長（安丸眞一郎） 松熊武比古議員。

○議員（10番 松熊武比古） それでは、事故が起きてからじゃ遅いものですから、なるべく注意喚起は早めに行っていただきたいというふうに思います。

それから、耕作放棄地の改善方法は、どう進めているのかという問題でございますが、現在、やっぱり高齢化になって耕作者が減ってきていると。基盤整備あたりで1反5畝とか2反の広い田んぼであれば、皆さん、借り手があると耕作放棄地にはならない。しかしながら、3畝、5畝、6畝とか、そういう小さな面積の田んぼ、それから、入りにくい田んぼというのは、誰も借りた

がらない。それと、もう耕作者もいないということで、耕作放棄地みたいになって、これが害虫が住むいい場所になって、隣近所の畑、田んぼあたりを害虫が食い荒らすということに現在はなりつつあります。

そういう中で、こういう小さな田んぼをまとめて、中間管理機構みたいなやつで、1枚に例えば2反ぐらいにまとめて、そして、ある耕作者が全部を引き受けて、それを耕作するということが耕作放棄地はなくなると思うんですが、その辺はどう町としてお考えになってあるのかをお聞かせ願いたいと思います。

それから、田んぼを相続していない土地、これがひいじいさん、それからひいひいじいさんの名義で耕作権があるものですから、そのままの状態ですとずっとやってきておる。ただ、田んぼを売るにしても50人、100人の印鑑をもらわんと今度は売れないというような問題もありますので、これは3年ぐらい前に、私相続の問題で質問したことがあるんですが、その辺の進捗状況はいかにしているのか、お願いしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、松熊議員質問の耕作放棄地の改善方法について答弁をいたします。

まず1点目の耕作放棄地の解消方法についてでございますが、昨年10月に改正した大刀洗町農業委員会、農地等の利用の最適化の推進に関する指針では、年間47ヘクタールの担い手への新規集積と1.1ヘクタールの耕作放棄地の解消を目標としております。

この際、耕作放棄地の発生を未然に予防することが重要だと考えておまして、農業委員会による農地のあっせんや利用権設定に加え、来年度からの新規事業といたしまして、今議会に大刀洗町担い手農地集積促進事業を来年度の当初予算として計上をさせていただいているところでございます。詳細につきましては、担当課長から答弁をいたします。

次に、2点目の相続していない他の相続の進捗状況についてでございますが、町内の相続未登記農地面積は現在153ヘクタールでございまして、全農地の約11%を占めてございます。

このことに関しまして、現在までの取り組みと今後の取り組みについては、担当課長からこの答弁をさせます。

○議長（安丸眞一郎） 佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） それでは、引き続き答弁をさせていただきます。

1点目の耕作放棄地の解消方法について、町長の答弁にありました大刀洗町担い手農地集積促進事業についてでございますが、これは合同委員会等でも御説明をさせていただきましたとおり、農地中間管理機構を通じての町内の担い手との間で6年以上の貸し借り、あるいは農地の売買をした場合に、農地の出し手、それから、受け手、双方に対し10アール当たり5,000円から

1万円の補助金を交付するものでございます。

これまでの利用権設定の推進等に加えまして、できるだけ町内の担い手の方に農地をつないでいくことで、農地が荒れてしまう前に農地を農地として使うことが重要というふうを考えております。

また、もう発生してしまっている耕作放棄地に対しましては、農業委員と農地最適化推進委員による随時のパトロールのほか、年に1回8月に全町一斉農地パトロールというものを実施しております。この結果に基づきまして、耕作放棄地の所有者に対する利用意向調査というものを実施しています。

こちらは、所有者に対しまして、その農地をどうするか。自ら耕作するのか、あるいは誰かに貸し付けるのか、中間管理機構を利用するのかということをお尋ねしまして、回答を頂いております。その回答に基づきまして、その回答どおりに農地を利用することを推奨することによりまして、本年度に関しましては6.6ヘクタールの耕作放棄地を解消しておるところでございます。

ただ、調査のほうが本年度から見直されまして、詳細に調査を行うようになりました。詳細に調査を行った結果、耕作放棄地は11ヘクタールから13.6ヘクタールに増加をしておるところでございます。

また、現地がもう山林のようになってしまっていて、もう再生が困難な農地もたくさんございます。こういったものに関しては非農地判断をして、農家台帳から落とすようにということ国から強く求められておりますけれども、これに関しては根本的な解決にはちょっとつながり得ませんので、ちゅうちょしておるところでございます。

いずれにしても、随時の農地パトロール、それから、あっせん、そういったもので早期発見、早期担い手につないでいく、そういったことをこれからも推進することによりまして、耕作放棄地の発生防止、解消に努めていきたいというふう考えております。

次に、2点目の相続していない田の相続の進捗状況についてでございますが、これは、所有者が死亡された際に経営主変更届という届がございますので、その際に相続登記の案内をしておるところでございますが、義務ではありませんので、農地については登記をされないということが多ございます。

法定相続人の過半数の同意で利用権設定による貸し借りが可能でありますので、相続未登記農地がそっくり耕作放棄地になるわけではございませんが、何世代も相続されていない農地に関しては、松熊議員から御指摘がありましたとおり、相続人が増えて不明の方が多くなり、貸し借りができない放棄地になりやすい状況となっております。

近年の法改正によりまして、所有者が不明農地であっても、所定の手続を経ることによりまして、中間管理機構を通じた20年以内の貸し借りが可能となっております。この制度を利用しま

して、昨年度から本年度にかけて約1ヘクタールの所有者不明農地を地元の農業法人へ貸し付け、耕作放棄地の解消につなげたところでございます。

ただ、こちらは県内でもまだ初めての事例でございまして一般的ではございません。なかなか制度が煩雑でございますので、難しい点もございしますが、今後も制度利用を推奨していきたいというふうに考えております。

それから、民法、不動産登記法等の法改正が令和6年4月に施行されまして、相続登記が義務化となり、3年以内の登記が必要となります。過去の相続も遡って適用されますほか、正当な理由なく怠ると10万円以下の科料が科されることとなりますので、こちらについては周知徹底に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 松熊武比古議員。

○議員（10番 松熊武比古） 非常にいい制度で、それを推進していただきたいと思いますが、小さな田んぼで畦畔が入っておる場合がありますね、仕切りをきちんとするために。そうした場合、その取っ払わんと大型機械は入らないということで、この畦畔を除去、処理する場合の補助金あたりはどう考えてあるかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 松熊議員の御質問にお答えします。

畦畔の除去に対して補助ができないかという御質問でございます。確かに小さな田んぼの場合、耕作者がなかなか見つからないということで、どうしてもそのままあっせんがうまくいかないというケースもございます。現在のところ畦畔を除去する補助等は考えておりませんが、農業の方が御自分でされるケースがあることは重々承知をしております。

補助金については、今後の調査研究をさせていただく必要があるかと考えておりますが、そういったことも含めた担い手への農地の集約、それから、集積に努めてまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 松熊武比古議員。

○議員（10番 松熊武比古） 放棄地をなくすことによって、周りの野菜どころも害虫がわかずに助かると思いますので、ぜひその方法で進めていただきたいと。我が町は、やはり農業が第1次産業でもありますし、これを伸ばしていかにかいにかんということで、うまい野菜を出荷して、大刀洗町という名前を売っていききたいというふうに思っておりますので、その辺、よろしく願ひして私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（安丸眞一郎） これで、松熊武比古議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（安丸眞一郎） ここで、しばらく休憩をしたいと思います。議場の時計で10時15分から再開予定にしたいと思います。

休憩 午前10時05分

.....

再開 午前10時15分

○議長（安丸眞一郎） それでは、休憩前に引き続き議事を再開いたします。

次に、4番、野瀬繁隆議員、発言席からお願いいたします。野瀬繁隆議員。

4番 野瀬 繁隆議員 質問事項

1. 大刀洗町地域公共交通計画について
2. 教育行政について

○議員（4番 野瀬 繁隆） 4番、野瀬繁隆でございます。ただいま議長の発言許可を頂きましたので、発言通告に従って順次質問を行ってまいります。

私は今回2問の質問を行います。質問は小項目ごとに行いますので、簡明な御答弁をお願いいたします。

まず、1問目は、大刀洗町地域公共交通計画についてでございます。

これは、先ほど平田議員のほうからも質問がありまして、重複する点多々あると思いますけど、御了承願いたいと思います。

地域の暮らしと産業を支え、豊かで暮らしやすい地域づくりや、個性あるいは活力ある地域の振興を図る上で、人や物の移動は欠かせない存在でございます。それに伴って交通が発生するということになります。

しかしながら、近年の人口減少の本格化、それから高齢者の運転免許の返納の増加、そして運転手不足の深刻化、公共交通を確保維持するための公的負担の増加などにより、公共交通の維持は容易ではなくなってきたというような現状がございます。

これまでの民間の交通事業者が収益を確保できる形で公共交通を担うという構造が難しくなってきた中で、地方公共団体が中心となり、多様な関係者が連携することで、地域の暮らしと産業を支える移動手段を確保することがますます重要となってきました。

また、地域における移動手段の維持確保は、交通分野の課題解決にとどまらず、まちづくり、あるいは観光の振興、さらには健康、福祉、教育など様々な分野で大きな効果をもたらすことから、地域の総合行政を担う地方公共団体が地方戦略の一環として取り組んでいくことが重要であるというふうに言われております。

このような背景の下、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正が行われまして、令和2年11月に施行され、同法第5条では、地域公共交通計画の作成を努力義務化しているところ

ろでございます。

大刀洗町においても、今年度に地域公共交通の策定が行われていますが、次の点についてお問い合わせをいたします。

まず、大刀洗町地域公共交通計画の策定に当たってでございます。

1点目は、計画を策定するに至った背景、目的は何なんでしょうか。

2点目は、計画策定することによるメリットと申しますか、意義というものは何んなのでしょうか。

3点目は、法第6条に基づく協議会を組織されていますが、法定協議会の構成及び開催の回数、その中での主な協議事項となったのは何でしょうか。

以上、3点について、まずお問い合わせいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、野瀬議員の質問の大刀洗町地域公共交通計画について答弁をいたします。

まず、1点目の計画を策定するに至った背景と目的についてでございますが、先ほどの平田議員の質問でも答弁いたしましたとおり、大刀洗町では西鉄甘木線や甘木鉄道、西鉄路線バスの北野線などが運行しておりますけれども、残念ながら利用者は減少傾向にございます。

また、町内は公共交通空白地域があり、高齢化に伴い、車を運転されない交通弱者への対策は大きな課題となっております。

このため、既存の地域公共交通の現状と問題点や課題を踏まえ、大刀洗町に望ましい持続可能な地域公共交通の姿を明らかにし、その実現に向けた住民、交通事業者、行政の役割と取組方針を定め、本町における地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するために、本計画を策定するものでございます。

次に、計画策定のメリット、意義についてでございますが、策定の意義については今答弁したとおりでございますが、具体的なメリットとしては、本計画は、先ほど議員のほうからも御紹介がありましたとおり、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき策定するものでございまして、本計画の策定が今後の国の補助金獲得の要件となっております。

次に、法定協議会の構成と開催数及びその中での主な協議事項についてでございますが、地域公共交通活性化協議会は住民代表をはじめ、交通事業者や国や関係機関のメンバー等で構成されておりまして、具体的には、副町長をトップに役場の関係課長、社会福祉協議会、商工会、各校区センターに加え、西鉄の鉄道事業本部、甘木鉄道、西鉄バス、西鉄グループバス労働組合、福岡県バス協会、筑後地区タクシー協会、国土交通省福岡運輸支局、福岡県交通政策課、久留米県土整備事務所、小郡警察署からと、学識経験者として福岡大学の飛田准教授に御就任を頂いてお

ります。

本年度、書面も含め4回の会議を開催し、地域公共交通計画の策定に向けた公共交通の将来像や、将来像を達成させるための目標、KPI、各施策などを協議頂いたところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 先ほど平田議員の質問にも答弁されましたので、ただ、ちょっと1点だけお伺いしたいのは、協議会を設置されておりますけれども、先ほど何か答弁の中で、例えば、何ですか、定額乗り合いタクシーか、そういうのを試行して、もう一回またこの協議会に意見を聞きたいということでございましたので、この協議会は法定協議会になっているんだと思いますけど、任期といたしますか、それはどういうふうになるのか、ちょっとお伺いしたいと思いますし、今後それをどういうふうに運営していこうとされているのか、分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 野瀬議員の御質問にお答えします。

今ちょっと任期の期間について、正確な情報を今持ち合わせておりませんので、また何かの機会にお伝えをできればと思います。

ただ、この協議会の中で、本計画のローリングというか、進行管理をしていただくことになっておりますので、毎年、今後もこの協議会のほうに進行状況を報告しながら回していく形になります。これ最後の質問とかぶりますけれども、そういうふうな形になっております。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） もう一点だけ、先ほど協議会の構成とか、ちょっと任期もお聞きしましたのは、私、個人的な意見かも分かりませんが、いろんな事業者の方、交通事業者含め、町とか国とかが入られておりますね。こういう、いわゆる公共交通計画というものを策定するに当たっては、いわゆるまちづくりの中で、こういう交通というものをどうしていくのかという。

例えば、極端に言えば、大刀洗町を考えたときに、へそがないような状況で、いわゆる核となる、どこの町でも市でも核となる場所があって、そこに鉄道が行って、フィーダー系のバスとかいろんなものが走っているような、現実的にはそういう考え方で、非常にこういう計画をつくるのには難しい立地条件だと思って、ぜひ何かそういう協議会の中に、まちづくりの専門的な方というか、そういう方が何か入られないんだろうかなと思ったりちょっとしたもんですから、また今後メンバーを加えたりすることができれば、そこら辺を検討願いたいと思いますけど、どうでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 御質問にお答えします。

まず、任期の件に関してでございますが、遅れて申し訳ございません。協議会の設置要綱の5条に定めておりました、委員の任期はまず2年としておりますが、再任を妨げないというふう
に要綱に定めさせていただいております。

今頂きました、まちづくりの大きな根幹となる施策でございますので、活性化協議会の中にまちづくりの視点を持った専門家をとということでございました。

今言われますように、協議会のほうには、まちづくりの専門家と言われるコーディネーターのような立ち位置の方は構成員の中には入ってございませんが、福岡大学の商学部の教授でございましたり、教授の方もまちづくりのほうを広く研究している教授でもございますので、そういった方からも非常に参考となる御意見頂いておるところでございます。

あと、町内のほうとしましては、4校区の各地域づくりの委員会の委員長でございましたり、校区センターの委員長などを一緒に協議会のほうの構成メンバーとなってもらっていますので、そういった中でも町内のまちづくりの各校区での話であったり、総合的に見ていただける大学教授がいたりということで、現在のところは補っているかというふうにご考えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） それでは、続けて2項目めに入ります。

地域公共交通の現状と課題ということで、1点目は、大刀洗町の地域の特性というのがあると思うんですが、地域の特性と現状をどういうふうに捉えてあるのか。それが恐らく計画に結びついていくんだろうと思います。

それと、2点目は、地域公共交通としての課題というのはあると思うんですけど、それをどう
いうふうに整理されているのか、ちょっとお伺いをいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 地域公共交通の現状と課題についての御質問でございます。

まず、1点目の地域の特性と現状についてでございますが、大刀洗町では総人口は、ここ20年間は1万5,000人台で推移している一方、高齢化率は一貫して増加傾向にございます。

この点、菊池校区や西本郷、南本郷、富多では、高齢化率が1割台後半から2割台半ばと比較的低い一方、菅野や高食、床島、西原、稲数では、高齢化率が4割を超えるなど、駅やバス停から遠い地域ほど高齢化率が高い傾向にございます。

また、人口密度につきましても、大堰駅から本郷駅周辺や甘木鉄道沿線等、大刀洗校区では上高橋を中心としたエリアが高く、生活サービス施設も、それらの地域に集中してございます。

町民の皆様の移動特性は、まず、通勤通学先は町内が18.1%の一方、近隣の久留米市が20.4%、朝倉市16.1%、小郡市14.1%など、町外への通勤通学が多くなっており、通

勤通学の主な交通手段は、町内町外共に自動車やバイクが6割台を占める一方、公共交通利用は町内が3.6%、町外が25.7%となっております。

日常の買物では、町内が54.9%と高く、主な交通手段では、自動車やバイクが62.8%を占める一方、公共交通利用は3.9%と低い状況でございます。

また、通院では、町内が26.6%の一方、近隣の久留米市が25.3%、小郡市12.6%、朝倉市11.5%など、町外への通院が多くなっており、主な交通手段では、自動車やバイクが53.3%を占める一方、公共交通利用は5.6%と低い状況でございます。

このように大刀洗町では、高齢化が進展する中、通勤通学や通院では町外への移動が多い一方、高齢者の免許保有率の高さもございまして、自家用車を中心とした生活が浸透をしております。

また、西鉄甘木線や甘木鉄道、西鉄路線バスの北野線など、既存の公共交通機関の利用者は減少傾向にございまして、この2年間はコロナ禍もあって、交通事業者の経営環境は非常に厳しさを増しております。

次に、地域公共交通の課題についてでございますが、1点目は、自らの移動手段を持たない交通弱者への支援、2点目が、町全体に広がる公共交通空白地域への対応、3点目が、自家用車を中心とする暮らしから公共交通への転換、4番目が、町内外の移動を支える既存の公共交通の維持、これが大きな課題であると考えてございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 地域の特性、いろんな移動ですか、トリップといいますか、そういうのの起終点なんかもよく捉えてあって、いい資料だと思います。

ちょっと今の御答弁の中で、何ですか、公共交通の空白地帯という言葉が使われておりますけど、これの具体的な定義を、いろんな捉え方があると思うんですけど、この計画づくりに当たって、いわゆる空白地帯という言葉が使われている、これの定義はどういうふうになっているのか、ちょっとその1点をまずお伺いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 空白地帯の定義でございますが、公共交通の駅から換算しまして、一定の距離数が、ちょっと細かい数字までは、今ここでちょっと答えられないんですけども、鉄道またバス、公共交通機関の駅から一定数の範囲内から外れている地域というふうになっております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） たしか全協だったか、何かお聞きしたときには、今、町長答弁にもございました、いわゆる高齢化が非常に進んでいる。大堰で言えば、床島、高食とか西原とか、

いわゆる鉄道の駅、大堰駅から一定距離を離れたところ、あるいは、大刀洗のところとか、何か具体的示されたみたいだったもんですから、何か定義があるのかなと思って、ちょっとお聞きしました。

そういうところに対する考え方を計画の中でやっていかなくちやいかんのだろうというふうに思いますので、あえてちょっとお聞きしたところでございます。後でもいいんですから、何かそういう定義がきちっと分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 野瀬議員の御質問にお答えします。

先ほどもちょっとお答えしたんですけれども、お住まいの場所から歩いて利用できる範囲に駅やバス停がない方を公共交通空白地域と定義してございまして、定義の仕方は、いろいろ法律とか計画によって異なってくるんですけれども、例えば、町の人口ビジョン、平成27年に定めた人口ビジョンでは、バス停から600メートル、駅から1キロ以上離れた方、地域を500メートルメッシュで区切りまして、その部分を公共交通の空白地域というふうに定義をしたところでございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。

○議員（4番 野瀬 繁隆） はい。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） それと、もう一点。いわゆる鉄道の利用者、大堰とか本郷の乗降客数、これ多分減ってきているんだろうと思います。

具体的な数値、ちょっと宙に覚えていませんけど、たしか大堰が300人を切るぐらいになってたのかな。ちょっと間違ってたらすみません。少なくなっているのは、これ事実でございまして、コロナ禍の影響とかもいうこともおっしゃったんですけど、実際、大きな要因というのは、例えば通学者数が少なくなっているとか、いわゆる通勤者も、もっと久留米とか甘木とかいうところの拠点と言われるようなところから福岡のほうへ移って、福岡のベッドタウンじゃないですけど、通勤圏ではあると思うんですよね、大刀洗も。

だから、そういうことで、乗降客数を維持するということが考え方にあるんでしょうけど、実際じゃあ、維持していくの前提として、なぜ減ってきているのかというのをどういうふうに捉えてあるのかというのを、ちょっと考え方あれば教えていただきたいと思うんですが。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 野瀬議員の御質問にお答えします。

これが正しいかどうかは分からないんですけれども、一般論で申し上げれば、先ほどからお答えしましたとおり、大刀洗町においては、車利用、自家用車での利用というのが、かなり車依存

というか、公共交通よりも車で通勤したほうが便利だというふうな意識が強うございます。どうしても駅までありますし、また駅からの分もございますので、ドア・ツー・ドアの自家用車で通勤されている方が多くなっているのではないかとというふうに1つは考えられます。

それから、もう一方は、通学、やっぱり高校生の数自体を見ると、やっぱり20年前、30年前に比べると、高校生の数自体が減ってございますので、そういう意味からすると、通学利用というのが減っているのではないだろうかと思えます。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） もっと詳しく計画の中にいろんな資料がついていると思いますので、そこでまたいろいろと勉強させていただきたいと思えます。

次に、地域公共交通の課題について、今答弁頂きました。その対応について、1点目は、鉄道、バスなどの既存の公共交通の維持活性化に対し、これまでの取組と今後どういうふうな施策と目標といえますか、成果目標をどういうふうを設定してあるのかということ。

2点目は、先ほどもちょっと触れましたけど、交通弱者や交通空白地帯に対するこれまでの取組と今後の取組、施策と成果の目標はどうでしょうかということと、3点目は、自家用自動車依存、これかなり自家用自動車に依存していると思えます。公共交通へ利用転換するということなどは、ますます高齢化が進む社会環境と地域ニーズに応じた交通体系の確立に向けた取組がぜひ必要になってくると思えますので、その対応について、どう考えてあるのか。

以上、3点について、まずお伺いをいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 地域公共交通の課題への対応についての御質問でございます。

まず、1点目の既存の公共交通の維持活性化に対する、これまでの取組と今後取り組む施策及びその成果目標についてでございますが、大刀洗町では既存の公共交通の維持確保のため、甘木鉄道や西鉄路線バスへの補助をはじめ、西太刀洗駅や今村天主堂バス停、大堰駅及び本郷駅周辺での駐車場や駐輪場、送迎車用の待機場の整備や役場駐車場を活用したパークアンドライド等を推進するとともに、西鉄とタイアップした枝豆収穫祭の開催や住民協議会でも審議頂きながら、利用促進に向けた広報啓発に取り組んできたところでございます。

今後とも、既存の公共交通の維持確保のため、甘木鉄道や西鉄路線バスへの補助をはじめ、西鉄とタイアップした枝豆収穫祭の開催や今村天主堂バス停へのベンチの設置など、環境整備や各種広報啓発に努め、利用促進を図ってまいりたいと考えてございます。

また、成果目標としましては、大堰駅、本郷駅、西太刀洗駅の乗降客数と路線バス及び高速バスの運行便数を考えてございます。

次に、交通弱者や交通空白地域に対するこれまでの取組と今後取り組む施策及びその成果目標

についてでございますが、大刀洗町では交通弱者や交通空白地域対策として、障害者や介護が必要な高齢者など自力で移動が困難な方に対しまして、障害者福祉タクシー券の配布や福祉有償運送を実施するとともに、大刀洗校区での校区巡回バスの取組や移動スーパーとくし丸の取組を支援してきたほか、昨年度からは、たちあらい巡回バスの試行運転に取り組んできたところでございます。

今後とも、交通弱者対策として福祉有償運送を実施するとともに、来年度からは、障害者福祉タクシー券の配布枚数の増加や、校区の巡回バスの取組をさらに支援するとともに、新たに乗り合い定額タクシー事業に取り組んでまいります。

また、成果目標としましては、乗り合い定額タクシーの乗車人数と利用者1人当たりの町負担額を考えてございます。

次に、自家用自動車依存から公共交通利用への転換など、高齢化社会と地域ニーズに応じた交通体系の確立に向けた取組についてでございますが、大刀洗町ではこれまで高齢運転者運転免許自主返納等支援事業に取り組むとともに、パークアンドライドの推進や公共交通の利用促進に向けた広報啓発、大刀洗校区での校区巡回バスへの支援、たちあらい巡回バスの試行運行などに取り組んできたところでございます。

今後とも、これまで答弁してまいりました各種事業に取り組むとともに、公共交通に関する利用案内の充実をはじめ、各種関係者と連携しながら、公共交通の利用促進に取り組んでまいります。

また、成果目標としては、公共交通の利用促進に向けた取組への協力パートナー数や運転免許の返納数、公共交通に対する満足度を考えてございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問ありますか。野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 詳しく答弁を頂きまして、その中で、交通空白地帯とか弱者に対する施策、定額乗り合いタクシーとか、そういうのは新しく考えていくんだということでございますけど、例えば巡回バスを試行運転されまして、多分我々の世代で、もうちょっと上ぐらいまで、まだ、特に私の近所はまだみんな免許持ってあるんですよね。80ぐらいになっても、運転してある。でないと、買物にも行けないということでおっしゃっています。

だから、巡回バスもちょっと時期的に、本当に必要な世代になってきているのに、ちょっと早かったのかなと、私なりにちょっと思ったりしています。

それで、いろんな施策を考えていく中で、デマンド交通というのがあると思います。これ各自治体でいろいろやって、失敗した例も多いんですけど、成功した事例もあります。

ただ、そういうことも、今後検討していくようなことをある程度考えを持って、その時代に即した、こういう交通といたしますか、をもやっぱり検討しておく必要があるのかなと思いますので、

そういうこともちょっと、デマンド交通に対する何か考えがあれば、ちょっとお伺いしときたいと思うんですが。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 野瀬議員の御質問にお答えします。

デマンド交通という意味で言えば、現在運行しております巡回バス、これについては今予約型の、いわゆるデマンド交通のような仕組みで運行しているところでございます。

また、新年度、来年度取り組む定額乗り合いタクシーについても、それぞれデマンドというか、利用者の利用したいというところから始まるというか、スタートする事業だというふうに考えてございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） ここまで、大刀洗町の地域公共交通の策定経緯とか現状とか課題及びその対応等についてお伺いをいたしました。

今後、計画に掲げる各いろいろな施策メニューがあるんですが、そういうのを実施するに当たっては、やっぱり地域のニーズを踏まえた町や交通事業者との連携が非常に重要であるというふうにも考えます。

特に、鉄道やバスなどの公共交通に関する施策に関しましては、隣接する市町、朝倉市とか久留米市とか小郡、筑前町もそうだと思うんですが、そういうところが策定してあるかどうかちょっと分かりませんが、今後、多分そういう努力義務化されていますので、そういうところでの公共交通計画が恐らくつくられていくんだろうと思います。

そこで、そういう公共交通計画との整合とか、あるいはまちづくりに関しての連携というのが非常に重要だというふうに私は考えます。

また、交通弱者とか交通空白地帯の対応として、先ほど御答弁がありましたような、乗り合い定額タクシーの施策とともに、大刀洗で行われている巡回バスのものを支援していくような形も取られるんだろうと思います。そして、きめ細かなやっぱり施策というのが、やっぱり必要になってくるし、時代のニーズに合うたものに柔軟に対応していくということも必要ではないかなということをおもいます。

そこで、本計画に掲げる施策の着実な進行に当たって、特に鉄道の甘木線とかレールバスの維持活性化に関わる施策などは、隣接市町とのまちづくりと大きく関わってくるのではないかなと思います。

そこで、1点目は、隣接市町、先ほど申し上げました朝倉、久留米、小郡、筑前のまちづくりや公共交通計画との整合は図られているんだろうかというのが1点目でございます。

そして、2点目は、事業推進の体制といいますか、これは総合行政が必要な分野になってくる

と思うんですけど、併せて地域住民の方とか交通事業者、町を含めた、ややもすると県とか国の関係もあるのかも分かりませんが、との体制というのは、どういうふうと考えてあるのかということが2点目ですね。

3点目は、事業の進捗管理とその効果を検証しながら、効果によっては、適宜計画の見直しもやっぱり必要ではないかなというふうに思いますので、その3点について所見をお伺いをいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 施策の推進についての御質問でございます。

まず、1点目の隣接市町の公共交通計画と整合についてでございますが、久留米広域連携中枢都市圏では、連携中枢ビジョンにおいて、行政区を超える公共交通機関の利用促進や利便性の向上に取り組むことで、誰もが安全安心に暮らせる持続可能な交通体系を目指して、圏域全体の鉄道や路線バスの乗降客数などをKPIとして、公共交通利用促進事業や公共交通ネットワークの再構築事業に取り組んでいるところでございまして、公共交通ワーキンググループにおいて、構成団体の計画との整合を図っているところでございます。

また、甘木鉄道については、大刀洗町、朝倉市、小郡市、筑前町、基山町、東峰村、それに福岡県と甘木鉄道で構成される甘木線推進協議会で、西鉄甘木線については、大刀洗町、久留米市、朝倉市、福岡県、西日本鉄道で構成される西鉄甘木線活性化勉強会で、利用促進に向け協議を進めているところでございまして、今後とも近隣自治体とも連携して取り組んでまいります。

次に、事業推進体制についてでございますが、本計画の推進に当たりましては、町と町民や交通事業者が連携し、一体となって取り組む必要がございまして、多様な関係者や沿線自治体、大刀洗への来訪者なども含め、それぞれの立場から連携協力と役割分担しながら、公共交通施策を推進してまいります。

次に、事業の進行管理についてでございますが、本計画は来年度から令和8年度までの5か年計画でございまして、大刀洗町地域公共交通活性化協議会において毎年度進捗状況を管理しながら、変化する社会情勢や利用者ニーズなどを踏まえ、必要に応じて適宜見直しをしてまいります。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） ぜひとも計画をしっかりと実行していくというのが大事なことでございまして、今御答弁があったような内容をしっかりと管理していただきたいというふうに思います。

実は、この地域公共交通計画の法律が改正された主な要因というか大きな点は、多分、地方鉄道が非常に厳しい状況にあるということがスタートしたんだろうと思います。令和4年の2月14日で、先月の14日には、存続危機の地方鉄道、廃線などの見直しを視野に、国の検討会が

開催されたというような報道がありました。

これはやはり一番冒頭に申しましたように、地方鉄道の会社が収支をもって運営していくというのが厳しい状況にあって、多分、自治体に支援をお願いしたいということが出てくるんだろうと思います。

このときに、鉄道とバスの走行キロ当たりの経費というのを、きちっと検討会で示されております。いわゆる営業キロで、鉄道は4,700円程度ぐらい、1キロ当たりかかるんだというようなものが出ていますし、バスはその10分の1ぐらいで、490円ぐらいの、いわゆる営業経費がかかるんだという。

だから、分かりやすく言えば、1キロの区間に必ず、例えば200円の人が乗っていれば、例えば、何ですか、3人ぐらいは常時どこの区間、1キロ切っても3人は乗るとかんと赤字になりますというような、そういう考え方だろうと思います。

電車とか鉄道系というのは、やっぱり通勤通学で、あとそこにアクセスするいろんな施設を整備していくんだということでございますけど、この根底には、そういう鉄道事業のやっぱり経営の非常に苦しいことがあって、徐々に自治体に支援してくださいというふうの流れになってくるんだろうというふうに私は思っていますので、こういう施策にあって、幾らかでも乗降客数を増やすとか、あるいはもっと広域に連携してじゃないと、鉄道とかはやっぱり考えられない話ですから、そういうところをぜひいろいろ検討してお願いをしたいと思います。

これで1問目は終わらせていただきます。

申し訳ありません。次に、2問目の教育行政についてでございます。

この質問は、実は昨年12月議会でもちょっとさせていただいて、大変恐縮でございますけれども、昨年12月に、また新たに柴田教育長が就任をされております。これまで長年教育行政に携わってこられたと聞き及んでおるところでございます。ぜひそうした知識とか経験とか実績を生かして、本町の教育行政に取り組んでいただきたいというのを大いに期待するところでございます。

そこで、広報たちあらいに掲載されました教育長の就任の挨拶の文の中で、教育行政を進めるに当たっては、第5次大刀洗町総合計画の将来像の実現を目指し、関係機関と連携・協力し、様々な課題に積極的に取り組むこと。そして、特に、保育・学校教育については、「知育・徳育・体育」のバランスの取れた教育活動の一層の充実、そして、子育て支援の充実、生涯学習のまちづくりが掲げられておりました。

これまで大刀洗町内外での教育の現場とか教育機関において、様々な課題に取り組んでこられたと思います。

そこで、まず最初に、大刀洗町の教育行政の現状と、そこから見えてくる課題について、新教

育長としてどういうふうに捉えてあるのかをお伺いをいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、野瀬議員の御質問について答弁いたしたいと思います。

現在考えています教育行政の現状と課題について、主な点を整理して説明させていただきたいと思います。

まず、1点目の学校教育についてですが、教育環境の整備については、これまで校舎の大規模改修やプール改修、それから校庭の芝生化、冷暖房設備などの整備は、これ計画的に進められてきたというふうに思っています。私も当時、学校長としてそれらの整備に関わり、ここ近隣市町には負けないような整備がされていると考えています。

今年度初めには1人1台端末、それから12月末には電子黒板が中学校全教室に、今月末には小学校にも整備される予定です。これらの活用をぜひ進めていきたいと考えています。

課題として、児童生徒が増加してきておりますので、今後は児童生徒数の増加に伴う教室の増設、それとICTを設備いたしましたので、継続的に効果的に利用できる整備など、これを状況を把握しながら進めていきたいと考えています。

次に、教育施策の実施についてですが、児童生徒の学力・体力の向上、豊かな心の育成、いじめ・不登校への対応、コミュニティスクール・特別支援教育・外国語教育・ICT教育の推進と、これまで数多くの施策を積極的に実施してきました。

また、この推進する体制も確立していると考えていますので、今後もこの推進体制も含めて、継続発展させていきたいというふうに思っているところです。

課題として、教育支援を必要とする子供たちが増加していますので、学びの場の一層の充実と教育支援を担う教職員の専門性の向上、これが重要な課題だと今考えております。さらに、教職員の服務・危機管理についても、県教育委員会、関係機関と連携し、不祥事防止等の研修の実施やチェックリストを活用し、徹底してまいりたいと思っているところです。

次に、2点目、子育て支援についてです。

保育園児も増加しており、待機児童解消については課題です。菊池校区に建設中の新規保育所の誘致や保育士確保、企業指導型保育所との連携等の対策を進め、改善傾向にあります。今後も保育の受け皿の拡充に取り組みます。

また、複雑な家庭環境と課題を抱えた子供たちの増加は、顕著で深刻な状況にあります。支援ワーカーも配置され、相談事業を実施させてはいますが、安心して子供を産み育てる環境づくりと子供たちを見守る体制の強化は、ますます求められております。

相談支援の拠点となる子ども家庭総合支援拠点の設置に向け、既存の健康管理センターを複合施設として開設できるよう協議し、令和4年度中に設計を進めてまいる予定です。

さらに、今後、子育て相談の困難ケースの増加も想定されるというふうに考えていますので、職員の専門的な知識や技術が求められるため、支援の質を向上していくために、関係機関と連携し、研修体制を充実させてまいりたいと思っています。

3点目、生涯学習についてです。

施設環境の整備についてですが、本町においても、これは多数の生涯学習施設がありますので、施設の改修工事はこの先も続くものと考えられます。

今年度は、運動公園グラウンド及びトイレ改修工事を実施しております。

次年度は、中央公民館の大規模改修やテニスコート等の照明改修工事を予定させていただいています。

最も私自身も考えていますのは、大きく課題として、今村天主堂耐震化工事及び保存修理であります。

昨年末、天主堂のライトアップを見させていただきました。その美しさに感動するとともに、保存会や、それから町民の方々の熱意を感じました。次年度から実施設計のための本格調査が開始の予定です。

耐震改修は相当の年月と費用を要します。価値ある文化財として、下高橋官衙遺跡や三原城址とともに、後世まで残せるような適切な保存を検討してまいりたいと思います。

また、コロナ禍において様々な生涯学習事業が中止となり、町民の学習機会や、そしてコミュニティーづくりの機会が少なくなっております。

今後も想定されますので、新たな学習提供の方法や再開時等の支援について検討してまいりたいと考えています。

以上、答弁を終わらせていただきたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 学校教育、それから生涯学習、子育て支援、それぞれに整理していただいて御答弁いただきました。大変分かりやすく聞き取りました。

その中で1つだけ、これ、いじわるしているわけじゃございませんけど、この挨拶の中で、初めて、私、「知育・徳育・体育」という言葉をちょっとお聞きして、バランスの取れたということが目標になっているんですけども、今現状、ずっと、こう、おっしゃっていたんですけど、何か、この三育の中でのそのバランスが、ちょっとこう、崩れているわけじゃないんでしょうけど、どの点にもう少し力をいれなくちゃいかんのかとか、そういうことが何かあれば教えていただきたいと思うんですけど。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 認知能力というのがいわゆる知育と言われる部分でございます。それと、

非認知能力——これについては目標を高く持つとか、粘り強く取り組むとか、そういったやり抜く力等を含めて見えない学力のことを非認知能力と言いますが、そういったものは合わせて德育です。そういった部分と体育といった部分を併せてバランスよく育てることによって育まれるのではないかなというのを言っているところです。

もちろん、それに伴って、学校では教科の学習だけではなくて学校行事等も含めて取組を進めていますので、そういった体験活動等も非常に重要になってくると思いますので、いわゆる、この「知育・德育・体育」といった部分を併せてバランスよく育てていきたいと考えているところです。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） よく分かりました。

ちょっと私もネットなんかで、こう、見ますと、例えば、知育というのは賢い子、いわゆる自学といいますか、そういうことが書かれていたり、德育というのは優しい子、自律というような言葉で表されたり、体育というのは、いわゆるたくましい子、自主性を持ったたくましい子、まあ、そういうのが一つの考え方かなと思ったりしまして、これを3つ兼ね備えた子が、全部できれば一番いいんでしょうけど、それぞれやっぱり個性もありますから、それに応じた教育をされていくんだらうというふうに思います。

そしてその中で、先ほどもちょっと答弁の中にありましたけど、私が喫緊の課題として思いますのは、中学3年の学力の低下といいますか、全国平均を下回ること及び不登校の生徒数が10%、1割に達するなどの課題が喫緊の課題としてあるのかなと思います。

これらにどう取り組まれるのか、所見をお伺いしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 2点目の中学校における学力低下と不登校解消等への問題の取組についてということだと考えています。

先ほども「知育・德育・体育」というところでの説明をさせていただきましたが、非認知能力とこの認知能力の育成を目指す事業改善で、小中、それも9か年度を通して進めてまいりたいと考えているところです。

まず、中学校3年生の学力低下の課題についてですが、これは全国学力学習状況調査の結果なんですけども、近年上向きではありますけども、全国平均には届いていません。

これについては、大刀洗中学校では現状を重く受け止め、福岡県指定の学力向上推進拠点校指定事業を行っており、主体的に学ぶ子供の育成を目指す授業づくり、そして組織づくりに取り組んでいます。次年度、成果を期待しているところでございます。

また、町内で学力向上推進委員会を組織しております。小中学校含めてです。学力低下は決し

て中学校だけの問題であると捉えず、小中学校で課題を共有し、取組を進めています。小学校低学年、あるいは幼児期から中学校まで、目標を達成するための力、他者と協働する力、物事を前向きに考えることができる力等の非認知能力の育成を重視した教育活動を展開しながら、課題解決を目指していきたいと考えています。

具体的には、教えて考えさせる授業、効果的な指導、そして、ICTの効果的活用に取り組みながら、一人一人の教育ニーズに応じた個別最適な学びと他者と協力して課題解決を図る協働的な学びの実現を目指していきたいと考えています。

この実現に向けては、ICTの活用は重要でございますので、新たにICT支援員配置事業を計画しながら、教師、子供たちのリテラシー向上に向けて技術支援を行ってまいります。

また、コロナ禍で十分な開催ができていない学校行事等ございます。これは重要な、先ほども申しましたように、体験的な活動でございますので、どうか工夫、充実していきたいと考えているところです。

次に、不登校解消についても重要な課題だというふうに、議員の御指摘のように考えているところです。

中学校における不登校生徒の出現率なんですけど、これは令和元年度から下降傾向にあります。これは、スクールカウンセラー、そしてスクールソーシャルワーカー等と連携した不登校解消に向けた取組や福岡アクション3、それから適応指導教室ラポール等、不登校を生まない未然防止等の積極的な取組が効果的に働いているんだろうというふうに、私自身、分析しております。

今後も不登校が生じない学校づくりを目指し、個々の要因分析に基づいた実効性ある取組を充実していきたいと考えているところです。

さらに、それでも何らかの理由で復帰できない児童生徒がおります。それらの取組についても、教育機会均等の観点から、福岡県不登校児童生徒支援グランドデザインというのを、昨年末、福岡県教育委員会が作成しておりますので、これに基づく学習支援等の拡充を、今後、検討してまいりますというふうに考えているところです。

以上、答弁を終わります。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） ここの課題について、特に気になっている点をお伺いしました。

やはり、これは、学校だけでは、やっぱりいろんな事情があって、いわゆる家庭の支援っていうか、どうかすれば地域の支援もいるのかと思うんですけど、そういう面で、いわゆる訪問型の家庭支援を基軸とした子ども家庭総合支援拠点事業っていうのを、たしか4年度に健康センターを改築して、それ以降、拠点事業をやっていくんだというような答弁もありましたので、ぜひそういうものに期待して、できればそういう家庭とか地域とか、そういう支援が必要な分は、どん

どん情報を発信していただいて、我々ができることはやっぱり協力していくというようなことが大事かなと思いますので、よろしく願いしておきたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（安丸眞一郎） これで、野瀬繁隆議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（安丸眞一郎） 次に、5番、黒木徳勝議員、発言席からお願いいたします。

5番 黒木 徳勝議員 質問事項

1. 新型コロナウイルス感染症対策について

2. 大刀洗町のゴミ問題について

○議員（5番 黒木 徳勝） それでは、2番の黒木徳勝です。議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

本日は、新型コロナウイルス感染症対策についてです。

大刀洗町に新型コロナウイルス感染症が発生いたしまして、令和3年の10月までに200人程度でしたが、令和4年の1月から、毎日十数人の感染者が増えている現状です。

そういうことも含めまして、令和2年の7月からこの感染症が始まったわけですが、令和2年の7月、8月、9月が6人未満というような程度でしたけれども、令和3年の10月から12月においては、大刀洗町では200件程度ありました。

私たちは、令和4年の1月からは、新型コロナはもう終息するであろうというふうに考えておりましたが、令和4年の1月には95人と、また2月、3月と非常に感染者が多くなりまして、今朝の朝刊を見ますと、前の日が11人というようなことで、合計、合わせますと801人というふうな大きい数字が出たわけです。

私としては、やはり、現時点での感染状況について、非常に老人、年寄りが多いというような状況でございましたけれども、年代別には人数は見えてこないわけです。いろんな、新聞等では見ますけれども、過去、小学校、中学校についてのクラスターが多く発生したことは新聞に載りますけれども、大刀洗の状況がいっちょん見えてこないというようなことで、一般質問をしたわけです。

それで、今の現時点での感染状況については年代別にどのようになっているか、また、学校等についても、去年の2月頃からと7月頃からはどのような状況になっているかをお聞かせ願いたいというようなことが、まず第1点でございます。よろしく願いしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、黒木議員質問の新型コロナウイルス感染症対策について答弁をいたします。

現時点での感染状況についての御質問でございますが、この質問については、担当課長から答弁をさせていただきます。

○議長（安丸眞一郎） 早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） それでは、答弁に当たりまして、資料配布について許可を願います。

○議長（安丸眞一郎） ただいま、執行部のほうから関連資料の配布を求められましたので許可をいたします。しばらくそのままお待ちください。

配付が終わったようですから、答弁をお願いいたします。

○健康課長（早川 正一） それでは答弁をいたします。

今お配りした資料は、大刀洗町における新型コロナウイルス感染症陽性者の推移でございます。令和2年7月から本年の2月末までの累計でございます。

陽性者数は、2月末までで628人。年代別の割合は、10歳未満18.5%と最も多く、次いで20代17.7%、30代16.2%となっており、若い世代の陽性者が多い傾向が見られます。

このうち、資料にはございませんが、オミクロン株が主流と言われる本年1月以降の第6波での陽性者数は、2月末時点において、累計で429人であり、年代別の割合は、10歳未満21.4%と最も多く、次いで30代16.3%、20代14.5%という状況になっております。以上です。

○議長（安丸眞一郎） ただいま、担当課長のほうから答弁がありました。これに対して再質疑ありますか。黒木徳勝議員。

○議員（5番 黒木 徳勝） 今課長からこのように分かりやすく円グラフで出していただきました。

やはり、住民は、毎日どうなっておるのかというようなことで非常に不安がっております。どこの小学校がかかっているかというようなことで、実際とうわさとは違いますので、そこら辺が、非常に、住民は、年代別または年寄りのクラスターがどのようになっておるかを聞きたいわけです。

問題は後で質問しますけれども、この表で課長としてどのように思われたかを、言うなら、令和3年から、ちょっとあなたの考え方をお聞かせ願いたいと思います。流れとして、当初は年寄りが多かったのがいつ頃からこの若い者が多かったか、そこら辺についての感想をお願いしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） それでは御質問にお答えいたします。

第1波、第2波等につきましては、若い世代はほとんどなく、高齢者の方が陽性となっております。

ましたが、現在のオミクロン株が主流となりまして、非常に感染力が強いと言われておりまして、そのため、活動範囲が広がったり、社会活動が活発である若い世代の方に、オミクロン株の感染力が強いため、このように若い世代で陽性者数が増えているんじゃないかというふうに思っております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。黒木徳勝議員。

○議員（5番 黒木 徳勝） 第1点の現時点での感染状況について、年代別についてお聞きしましたので、それでは、よければここで教育委員会のほうから、今までにどのような状況で学校教育等が感染しておるかをちょっと分かれば御報告をお願いしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 黒木議員の御質問にお答えいたします。

健康課のほうからは2020年7月からという形で報告がありますが、こっちのほうで児童生徒が感染し始めたのは令和3年5月でございます。

その頃は1人感染するっていう形で、そこからまたしばらく誰も感染しないような状況が起きてまして、7月、8月、9月と2～3人の感染者が見られたという形になっております。

それ以降は感染もなく令和4年度1月までまいりましたが、オミクロン株となりまして、小学校、中学校とも、1月には小学校が8名、中学校は6名、2月には小学校で24名、中学校で6名という形で、感染者が急に増加したという形になっております。

なお、まだ3月のほうの集計は出ておりませんので、人数的な部分は控えさせていただきますけれども、2月と変わらないような状況で感染者のほうは推移していると感じております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 黒木徳勝議員。

○議員（5番 黒木 徳勝） 今課長が報告いたしましたけども、令和3年の9月頃については、大堰のほうでも保育園が閉鎖された、15日間というようなこともちょっと漏れておるようでございますけれども、保育園等については、1月時点でも15人と、本郷保育園、菊池保育園、そこに回して18人ということですが、3月についてはまだ集計ができていないということですが、なぜ、3月になって、ちょうど菊池小学校でチャレンジ教室の閉校式があったわけですか。そうしたら、1年と6年かな、学級閉鎖になりましたというようなことで、先日の日曜日に閉校式が延期されました。

やはり、住民について、いつ、どのようになっておるかが分かりませんので、そこについては、今後のことで後で質問すると思っておりますので、以上で分かりました。

それでは、2番目の今後の対応について、町としてと教育委員会について、今後どのような対応をしていただくのかをちょっとお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 今後の対応についての御質問でございます。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、ワクチン接種に全力で取り組んできたほか、町民の皆様に対し、マスクの着用、せきエチケットの遵守、手洗いの徹底や3密の回避などの感染予防の徹底を繰り返し呼びかけるとともに、町有施設での感染防止対策をはじめ、町内の医療機関や福祉施設、地域での感染防止対策への支援やコロナ禍で影響を受けた事業者への支援をはじめ、各種対策に取り組んできたところでございます。

このうち、ワクチン接種につきましては、現在、ドリームセンター、大刀洗診療所、やなぎ医院、平和クリニックに加え、神代病院でも3回目の接種を進めているところでございまして、先週の12日からは、5歳から11歳への接種も開始をしているところでございます。

今後とも、国や県のワクチン供給のスケジュール等を踏まえ、町民の皆様が安心してワクチンを接種していただけるような必要な体制の整備と正確な情報提供に努めてまいります。

今後の教育委員会の対応については、教育長のほうから答弁を頂きます。

○議長（安丸眞一郎） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 黒木議員の質問に答弁いたします。

今後の対応についてでございますが、議員が御心配していただいていますように、保育園、小中学校においての本年1月からの感染者は非常に増えております。

町の安全衛生委員会をその都度開催しながら対応してきております。

まず、保育園及び学童保育所については、現在行っている子供や職員の健康管理、保育内容の工夫などを今後も継続して行っていくよう町もサポートするとともに、陽性者が発生した場合の対応についても、保育園や学童保育所と情報共有や連携を密にしながら、対応してまいりたいと考えています。

次に、学校におきましても、引き続き基本的な感染症対策を徹底し、感染拡大のリスクを可能な限り低減できるよう対応してまいります。

必要に応じて学級閉鎖等の措置を行う場合は、児童生徒の学びが継続できるよう、オンライン学習等も積極的に取り入れながら学習機会の保証をしてまいります。

先ほど、黒木議員のほうからちょっと御質問があっただけけれども、育成団体等との連携もこれから図っていかねばならないというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 黒木徳勝議員。

○議員（5番 黒木 徳勝） 今の町長と教育長の今後の取組についてお聞きいたしましたけれども、普通の老人ホーム、または施設等の指導等については、担当課としてはどのような指導をさ

れておるかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。平田福祉課長。

○福祉課長（平田 栄一） 介護事業所等につきましては、県のほうから直接事業所等に対して周知、徹底、啓発等がっております。

特に、事業所につきましては、PCR検査等についての回数の増などは行われておりますので、県から町等に来ました情報につきましても、うちのほうから事業所に対してメール等におきまして情報提供などを行っている次第でございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。黒木徳勝議員。

○議員（5番 黒木 徳勝） このコロナ感染については、ほとんど県の指導等で、直轄で来て、ほとんど町にはいろんな情報が入らないということで、ここで1点、ちょっと私も漏らしておりましたけれども、今、過去、現在にかかっている人数がありますけれども、大刀洗町での死亡者はおるかおらないのかをちょっとお聞きしたいと思います。どなたか答弁をお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） お答えいたします。

先ほど議員がおっしゃったように、福岡県からは、陽性者の情報については年齢、性別、居住地のみの情報提供でございまして、こちらでは死亡者等の情報は把握しておりません。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 黒木徳勝議員。

○議員（5番 黒木 徳勝） こっちが尋ねにや、向こうが答えんとかどうかは分かりませんが、やはり、このような人数の、800人というふうな感染者が出ております。

それはやはり県についても、考えによっては、大刀洗町はどのようなことですかというような情報の提供はしてもよいんじゃないかと、これは私の要望ですので、検討しておっていただきたいと思います。

次に移りたいと思います。

3項目の、毎月の広報の伝え方について質問をしたいと思います。

令和2年の7月から、大刀洗町の広報でコロナウイルスに対しての広報が毎月載っております。そういうような中で、ほとんどが状況といいますか、当初、新型コロナウイルスの感染予防についてと、避難場所というようなことで、ちょうど令和2年8月頃については、いろんな、防災といいますか、大水等がありましたので、そのようなことで広報たちあらいで感染予防についての広報が載っておりました。

そして、やはり9月号、10月号について、やはり、この感染予防に対するマスクやいろんな

なことを常備、遂行しなさいよというようなことで。そして、10月から2月については感染症に関すること。また、常時、そういうようなワクチン接種について始まったのが令和3年の3月から、コロナウイルスに対するワクチン接種の広報が載っております。

そういう中で、私がお願いしたいことは、令和3年の6月、7月、8月、9月、10月については、ワクチン接種のお知らせということです。

問題は、住民が今どのように感染しておるのかというふうなことが、非常に私たちには問合せあるわけです。それは、「私たちは知りません。県からの直接のことですから役場知らんですよ」というふうな回答しかないわけです。

さっき、町のほうから提供されました資料のように、結局、何月何日現在では、こういうふうな感染者数がありますと。そして、結局、今は10代ですよ、20代ですよというふうに分かりやすい広報の発信の仕方をしていただきたいというようなことを考えておるわけです。今広報に、このような円グラフで、2か月に1回くらい、分かり次第、広報にお知らせをしていただきたいというようなことが、私の最後の、3番目の今後の在り方として、住民はですね。

それと同時に、結局、お年寄りの人たちは、施設に入っている者については、濃厚接触者、その人たちが非常に困っておる。やはり、そういうものは、感染しないようにするにはまず何が大事かちゅう、そのような予防対策なりを広報にお知らせしていただきたいというようなことが、私の3番目の、今後の情報の広報の伝え方というようなことですが、担当課長さん、いかがでございますでしょうか。出さんちゃ出さんでよかばってん、住民は、そのようなことを願っておりますので、いかがなものかをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） いきなりの御指名ですけど、まず執行部側の答弁ということでよろしいですか。

○議員（5番 黒木 徳勝） はい。執行部、まあ、町長の答弁でも結構です。

○議長（安丸眞一郎） はい。答弁を求めます。

○議員（5番 黒木 徳勝） 町長さんからの答弁をお願いします。

○議長（安丸眞一郎） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 毎月の広報での伝え方についての御質問でございます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、広報たちあらいをはじめ、町のホームページやLINE、テレビのdボタン等を通じまして、町内での感染状況やワクチン接種に関する情報をお知らせするとともに、マスクの着用、せきエチケットの遵守、手洗いの徹底や3密の回避などの感染予防を繰り返し呼びかけるとともに、公共施設等の使用制限やイベント中止の情報などもお知らせをしているところでございます。

今後とも、迅速で正確な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

議員のほうから御質問がございました、分かりやすい広報。先ほど、早川課長から答弁しましたように、県から提供される情報が今のところ年齢と性別と居住地だけです。どこまで分かりやすいのができるのかっていうのがありますけれども、今資料提供しておりますような年代別の感染者であるとか、あるいは第5波と第6波で感染者の傾向にどんな違いがあるか、そういうのは工夫次第でできると思いますので、分かりやすい広報の在り方について、どういうふうに応えられるか、少し検討させていただければと思います。

ただ一方で、広報紙には紙面の制約がございますので、全てが全てを掲載はできませんので、これは、ホームページも含めて分かりやすい広報について検討をさせていただければと思います。

○議長（安丸眞一郎） 黒木徳勝議員。

○議員（5番 黒木 徳勝） 町長、よろしく願いいたしたいと思います。

第1項目は終わりたいと思います。

第2番目の、大刀洗町のごみ問題についてを質問させていただきたいと思います。

まず、町がサンポートに搬入したごみの量が、平成30年度から令和2年度までには231トンも増加しています。その要因と今後の対応を問うものでございます。

まず、現状についてを簡単にどのようになっているかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、黒木議員質問の大刀洗町のごみ問題について答弁をいたします。現状についての御質問でございます。

大刀洗町では、ごみの減量化やリサイクル意識の向上に向け、平成29年度からは資源ごみ袋の値下げ、平成30年度からは独居高齢者等見守り収集事業や年に4回の臨時集積所の設置、令和元年度からは外国人向けごみの出し方の作成や役場での廃プラの回収、昨年度からは小中学校に生ごみ処理機を設置するなど、これまでもごみ問題に取り組んできたところでございます。

また、本年度も、これまでにごみ問題に関する出前講座を9回実施するとともに、生ごみ処理機設置に対しまして59件の補助を実施したほか、本年度の住民協議会でもごみを減らすために「私にできること」をテーマに審議いただくとともに、今年1月からは本郷のふれあいセンターにおいてごみの減量に向けた3R+Cの社会実験を実施しているところでございます。

このように、大刀洗町ではごみ問題に対して様々な施策を実施し、ごみの減量化やリサイクル意識の向上に向けて啓発に努めてきたところでございますが、残念ながらごみの量は年々増加傾向にございます。

増加の要因としましては、世帯数や人口の増加に加えまして、直近の2年間は、コロナ禍による外出自粛やリモートワークなど、在宅時間が増加したことなども影響しているのではないかと考えてございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。黒木徳勝議員。

○議員（5番 黒木 徳勝） 今町長から現状について説明がありましたけれども、非常に、町としても、平成30年、令和元年、令和2年と、独居老人なり外国人向け、また小中学校のごみの処理等については、努力されておることについては、先日いろいろ担当課長からお聞きしたところでございます。

それと同時に、今、大刀洗町を見ますと、——本郷地帯です——特に分譲住宅なり、非常にアパート等が建っております。

当然、やはり人口と、やはり戸数も増えておりますので、自然にごみが増えるというようなことは、私たちも常々考えておるところでございます。

それで、非常に現状については分かりましたので、それでは、この231トンが3年間で増えたわけでございますけれども、今後の取組について、町としての考え方があればちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 今後の取組についての御質問でございます。

今後とも、ごみの減量化に向け、生ごみ処理機や段ボールコンポストの普及促進を図るとともに、プラスチックや雑紙等の資源化の推進をはじめ、リサイクル意識の向上に向け、引き続き出前講座を実施するとともに、広報、ホームページ等で啓発に努めてまいります。

併せて、今年度の住民協議会での意見等も踏まえ、コークセンター等に資源回収ステーションを設置し、ごみのリデュース・リユース・リサイクルの推進とコミュニティーの活性化を目指した社会実験に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（安丸眞一郎） 黒木徳勝議員。

○議員（5番 黒木 徳勝） 今、新年度予算についても、この前、全協の中でいろんな論議をしたわけでございます。

その中で、やはり本郷等については、次に書いてありますめぐるステーションですかね、それで減量化しますよというようなことです。

問題は、今後の取組については、今、各4校区ありますけれども、その予算等の運用によって、地域の活性化がどのようになるかを期待をするところです。

次の項目について、そして最後に6番目の今後の計画についてもありますので、そこでちょっと質問したいと思います。

それではまず、3番目の、現在、本郷地区の社会実験がっております。それで、めぐるステーションについての考え方をちょっと質問したいと思います。どのようなものかを。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 本郷地区の社会実験についての御質問でございます。

本年7月7日から、本郷のふれあいセンターにおきまして、アマタグループの協力の下、ごみのリデュース・リユース・リサイクルの推進とコミュニティの活性化を目指した社会実験を開始してございます。

具体的には、ふれあいセンターに生ごみをバイオガスと液体肥料に生成する資源化装置と14分別の資源回収ボックス、それから交流スペースを設置しまして、週5日、8時半から17時の時間帯であればいつでも気軽にごみを出せる場をつくることで、住民サービスの向上と住民の皆様のごみの減量化や再資源化への意識の醸成及び地域コミュニティの活性化を目指したものでございます。

2月末時点で300人の方にモニター登録を頂きまして、1,500キロの資源ごみを回収するとともに、992キロの生ごみを処理しているところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問をどうぞ。黒木徳勝議員。

○議員（5番 黒木 徳勝） まだ3月までということでしたので、私も現場に2回程度見に行きましたけれども、非常に施設等が、——町ではなくてこのアマタ株式会社ですかね、本社は京都のようですねけれども、このアマタさんが1人常駐していただいて、そしてその現場には2つのストーブがあったりして、いろんな、椅子なり、そういうことも含めて、だいぶお金が要っているんじゃないかなと思います。

そういうふうなアマタさんとの、このステーションの目的については、今町長が申しましたので、どのようなものかは、一応、ある程度理解いたしました。

それでは次に移りたいと思います。

この3月まで、このアマタ株式会社と町と契約されたということですので、その契約内容について、期限がいつまでかと、それと無償ですかと、どのような内容になっているのかと、3か月で契約が終わるのか、そこら辺についての契約内容について、少し説明をお願いしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 契約内容についての御質問でございます。

本年1月7日、本郷のふれあいセンターでの社会実験の開始に合わせ、大刀洗町とアマタグループは、地域共生社会の推進及びごみの減量並びに住民の3R+Cの活動の推進による住民サービスの向上を図ることを目的に包括連携協定を締結したところでございます。

この際、連携事項としましては6項目ございまして、1つ目が共生社会の推進に関する事、2つ目がごみ減量化の支援に関する事、3つ目はごみの分別の推進に関する事、4つ目が生ごみのリサイクルの推進に関する事、5つ目が3R+Cの活動の推進に関する事、6つ目が

そのほか地域の活性化や町民サービスの向上に資すること、この6項目でございまして、具体的な内容については、費用負担も含めて協議の上定めるものとしてございます。

また、お尋ねがございました有効期間につきましては、本年3月31日まででございまして、終了の申出がない場合は1年ごとに延長するものとしてございます。

なお、本年度のふれあいセンターでの社会実験につきましては、基本的にアマタグループの負担で実施をしているところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 黒木徳勝議員。

○議員（5番 黒木 徳勝） 今ちょっと、最後の、アマタさんの費用でするちゅうことは3月までですか。（発言する者あり）

はい。3月までですね。

今の6項目というようなことで、今実験をしております。無償でというようなこと、そこが大事なことですが、やはり2年目も、結局、町長としてはあと1年間延長して、この契約はどのようになるのかをちょっとお聞きしたいと思います。

もう今の現状で令和4年度も、言うならば、アマタさんから1人の職員を派遣しております。いろんな取材関係があるわけです。生ごみの処理する機械、この前聞きましたら、「いくらぐらいするとですか、私が買うたってよかばい」ちゅうたら、やっぱり価格は言わんわけです。問題は、無償ほど高くつくわけがありませんので、非常にいい機械だと思いますけれども、ちょうど、そのアマタさんですかね、そこがどのようなどこをしたかと言いますと、東日本大震災ですかね、あそこで南三陸町ですかね、そこを大体震災後、そこから始めたというふうな経歴があるようです。

そして、当初、始めて2年か3年後、言うなら国のいろんな指導を受けてしたようです。それで人口的には、今の震災時は1万6,000か7,000人あったように書いてあったようです。

震災後については、1万3,000人ぐらい減ったと、現状は何人おるか分かりませんが、現状の人数が分かればお聞きしたいと思いますけれども、現在では行われていないというようなこともお聞きしますが、そこについては現状をアマタさんがその南三陸町を指導しておるのか、おらないかを、よければお聞きしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 黒木議員、今のは一応、3月31日以降の契約についての考え方を、まず答弁を求めるといふことと、関連で、アマタの現状を。

○議員（5番 黒木 徳勝） お聞きしたい。

○議長（安丸眞一郎） ということですね。

答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 黒木議員の御質問にお答えをいたします。

まず、連携協定についてですけれども、これにつきましては先ほども答弁しましたとおり、双方の終了の申し出がない場合は、この連携協定は1年ごとに継続することになりますので、来年度もこの連携協定を継続してまいりたいというふうに考えてございます。

この連携協定の中では、先ほども答弁しましたとおり、具体的な内容については費用負担も含めて協議の上、定めるというふうにしておりますので、恐らく議員お尋ねの、来年度の、じゃあ費用負担含めてどうするのかということは、それは来年度に結ぶ個別の契約書に基づき、また別途、契約を締結をしてみたいというふうに考えてございます。

また、今、アマタの社員の方が1名常駐をしてるんで、その社員の方がどうなるかっていうふうな御質問もございました。今、新年度の当初予算の中でも計上させていただいておりますように、1つには来年度、本郷のふれあいセンターも含めて町内でこういう社会実験などをしていくのに必要な委託料としての経費と、それと別に、地域コミュニティの活性化を目指して、地域おこし協力隊とかすいません、正式な名称じゃないですけれども、それを活用してアマタのほうから職員を派遣していただいて、このコミュニティの活性化に当たっていただきたいということで、今、協議を進めているところでございます。

それから、最後に、議員のほうからお尋ねがございました、南三陸町での実証が今、続いているのかどうかということですが、そこについては私ども正確な情報を持っておりませんので、ただ、多分、もうそこは一旦、終了してるとは思っていないかなと思っております。今、アマタグループのほうやっぺらっぺらするのは、奈良県の生駒市ですね、生駒市での部分も短期的な部分だったんで、積極的な関与はされていないと思いますけれども、あとは神戸市のほうでごみのリサイクル等に向けた取組をされているというふうに承知をいたしております。

○議長（安丸眞一郎） 黒木徳勝議員。

○議員（5番 黒木 徳勝） それでは、令和4年度は3月いっぱい、いろんな実験をして、そしてまた新たに4月以降については、もう新たにいろんな人件費の問題なり、今後の方向づけについてはまた新たに契約するというような方向の考え方でいいということで、それで、言うなら定まっておらないというような解釈でいいとですかね。はっきりした方針はもう4月以降ですね、3月いっぱい、実験をして、そして考えるというふうなことですかね。

○議長（安丸眞一郎） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 黒木議員の御質問にお答えいたします。

まず、本郷のふれあいセンターでのこのごみの社会実験については来年度も継続して実施をしてみたいというふうに考えております。

ただ、議員が御指摘がございました細部の契約内容については、目下、地域のほうと、あるいはアマタグループのほうと詰めを急いでいるところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 黒木徳勝議員。

○議員（5番 黒木 徳勝） もう最後です。

言うことは、結局、継続することはもう確認しておりますよと。しかし、そのいろんな経費やいろんな面については、まだ考えておらないと、協議をしますということですかね。

○議長（安丸眞一郎） 再度、中山町長。

○町長（中山 哲志） 黒木議員の御質問にお答えします。

重複の答弁になって恐縮なんですけれども、ふれあいセンターでの社会実験については、執行部としては来年度も実施をしてまいりたいというふうに考えております。

ただ、これは予算を来年度は伴いますので、議会において来年度の新年度予算を可決いただくというのがまず絶対的な条件になりますので、可決いただきましたら早急に具体的な項目についても詰めてまいりたいと考えてございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。黒木徳勝議員。

○議員（5番 黒木 徳勝） いろいろしつこく言うかもしれませんが、予算の、この前、いろいろ全協でも、中でも、いろんな協議しましたけれども、最終的に予算の確定的なことなかったもので、また今後の課題といたします。

それでは、契約内容についてはこれで終わりたいと思います。

それで、5番目のアンケートの回収結果についてを、3月いっぱいですが回収されたのか、それともまだ3月いっぱい経っておりませんので未回収かを、ちょっと分かればお願いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） アンケートの回収結果についての御質問でございます。

本郷のふれあいセンターでの社会実験では、1月27日から2月14日にかけて、その時点のモニター登録者263名に対し、アンケートを配付し、そのうち214名、81%の方から回答をいただいております。

アンケートの結果について、いくつか御紹介をさせていただきますと、資源回収ステーションに行っていますかの質問に対し、79%の169名が行っていると回答されておりまして、資源回収ステーションに来る頻度については72%の118人が週に1回以上と回答されてございます。

また、資源回収ステーションは便利ですかの質問に対しては72%の112名が便利と回答されており、分別することで燃えるごみの容量はどのくらい減りましたかの質問では、84%の133名が2割以上減ったと回答し、そのうち5割以上減ったと回答された方も29%の45名いらっしゃいました。

さらに、社会実験終了後も持ち込みを継続したいと思われませんかの質問では、96%の

149名が継続してほしいと感じており、ごみや環境への関心は以前と比べ変化しましたかの質問では、74%の117名が高まったと回答されてございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問あればどうぞ。黒木徳勝議員。

○議員（5番 黒木 徳勝） その中で、今、町長が回答いたしましたように、やはり自然ごみの持ち込み等で、やっぱり継続したいというふうなことが76%というふうな、非常に高い考え方と言いますか、住民の方がやはりこれはせないかんというふうな考え方だろうと思います。それで、やはりそういうことについては非常に私はこの自分たちから積極的にやるというふうなことで、やはり地域の人たちが数名みえておりましたけれども、ほとんどボランティアでやっておると。それで非常に地域の人たち、見えない人とのコミュニケーションができておりますのでというふうな回答もあったと思います。

しかし、現場を見ますと、やはり駐車場の問題なり、それぞれ施設をするやはり面積等のところの配分等も今後の課題だというふうには思っておりますけれども、そういうふうな地域ぐるみで、地域の人たちが立ち上がるということが非常に大事ではなかろうかというようなことで、このアンケートの今、回収のいろんな回答があったと思います。それで、アンケートの結果については一応、今、お聞きしましたので、これで終わりたいと思います。

それを含めて、今後のこのめぐるステーションと同時に、大刀洗町の今後の計画については、いくつか質問をしたいと思います。

それで、この社会実験で、やはり3年間で二百三十数トンのごみの増加があったわけですね。このことによって、結局、社会実験した段階でどれぐらいの、言うなら3か月増しております。そういう中で、今、トン数も申しましたけれども、そうすると1年間にどのぐらいの減量になるのかというふうなことが、よければ、町長が、担当課長さんに、なぜ言うかという、サポートも人口があるとごみの持ち込み量によって負担金が変わっておるといようなことを、ちょっとお聞きをしましたので、人口は、何か毎年か、それとも5年置き集札によって人口等はされておるかと思っておりますけれども、そこら辺のことが分かれば具体的に毎年、搬入量のトン数によってあくる年の負担金が変わっておるのかを、そこについてのことをお聞かせ願いたいと思います。

もし1年間、本郷が3か月した経過でした場合、1年間のごみがどのぐらい減るのかと、その減った量と、言うならサポートに搬入をする負担金がどのぐらい減るのか。例えば100トン減ればその100トンの量がサポートの負担金にどのぐらい響くのか、そこら辺についてよく分かれば、これは憶測でございましてけれども、目標と言いますか、やはり何かをするのは、その減量するにはそれだけ減るといことがメリットですから、そこら辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 黒木議員の御質問にお答えをいたします。

まず、この社会実験に取り組むことで、どのくらいごみの減量化が1年間でできるのかというふうなお尋ねがございました。これについて、まだ実際、やってみないと分かんないというところでございますけれども、先ほども答弁いたしましたとおり、1月7日から2月末のデータですと、1,500キロの資源ごみを回収するとともに、992キロの生ごみを処理をいたしております。これを単純に掛け6にするのか、それ、何するのか、ちょっといろいろと考えないといけないとは思いますが、そういうことでございます。

一方で、ごみの減量化というのは、やっぱり地域の方、住民の方お一人お一人のごみの減量化、あるいはリサイクルによる意識が変わらないと、減量化は、いくらそういう場を作る装置を作ったとしても、そこは一朝一夕に減量はできないだろうというふうに考えてございます。

その点、先ほど御紹介しましたこの社会実験に参加をいただいているモニターの方のアンケート調査によりますと、この社会実験に関わることでごみや環境への意識が以前より高まったという方が74%ございます。ですので、こういうふうな自分事として考えていただける住民の方を1人でも2人でも増やすことが、中長期的なごみの減量につながるものだというふうに考えてございます。

議員のほうから御指摘がございましたサンポートの負担金については、設置、人口割と、あるいは処理量割、処理量に応じて負担金の額が増減するような仕組みも一定ございます。これに取り組むことによって、どのくらいサンポートの負担金が減っていくのかというところは、まだ正確な試算はできてないところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 黒木徳勝議員。

○議員（5番 黒木 徳勝） それでは、担当課長さんにちょっとお聞きしますけれども、ちょっと50トンかな、1トン、言うなら減ると言いますか、ちょっとトン数割でサンポートに負担金を払うとき、数量割があると思います。たまたま……。

○議長（安丸眞一郎） それでは続けてください。

○議員（5番 黒木 徳勝） それで、端的、私にはメリットとデメリットがあるわけですね。しかし、それを全部ゼロということじゃないですよ。今、町長が申しましたように、やはり住民が自主的にごみを減らそうと、そのような意識が大事ということと、それとやはりコミュニケーションを図ることが大であれば、その差については、あえて私は議員として、私個人としてもそれは特別問題ありませんけども、やはり目標はどのくらい減るのかと。

それと、やはり実際、アマタさんに、それにやる金との比較をして、そしてその差があるわけですね。それについての差がやはりコミュニケーションになったり、やはり地域のその人たちのごみを自分たちで少なくするんだというふうな努力があれば、それはもう結構だと思います、あ

る程度、金いっても。そこを必ずしもゼロということではありませんので、そこら辺についてのことは考えております。

それです、1トンぐらい減ればどのぐらいになるのか、分かれば、分からなくても結構です、分かればお願いしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。矢永住民課長。

○住民課長（矢永 孝治） 負担金にどのぐらい影響があるか、よろしいですかね。

お答えいたします。サンポートのごみ処理費用につきましては、トン当たり5万円の費用がかかると聞いております。ただし、町の負担金に反映の金額になると、少々、そこは変わってきて、負担金の内訳が設置費と運営費に分かれておりまして、運営費の内訳が人口割10%、処理量割は90%となっております。

ごみが減った場合は、この処理量割90%部分に影響してきますが、処理量割は5市町村のごみの総量から大刀洗町のごみの割合を出して運営費総額から町の割合で金額を算出いたします。

令和4年度の負担金ベースで算出した結果、1トン当たりごみが減れば約3万3,800円の負担金が減る計算となっております。231トンをかけますと約780万円ぐらいの減となる計算となる計算でございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 黒木徳勝議員。

○議員（5番 黒木 徳勝） 今、課長が数字的に、こうなるだろうというふうな試算をしていただきました。それで、考えれば令和30年度から、平成から令和2年度まで3年間で約230トン減っておるわけですから、その分を仮に計算すると100トンすれば300万かな、330万ぐらいになるわけです。

それで、私はトン数も大事ですけども、このようにやはり費用がかかっているというふうなことです、そこら辺も含めてお互いがごみを減らすということは非常に大事ということを確認をすることが大事だと思います。

それで、ごみステーションの成功を期待し、一般質問を終わります。

○議長（安丸眞一郎） これで、黒木徳勝議員の質問を終わります。

.....

○議長（安丸眞一郎） ここで、しばらく休憩をしたいと思います。議場の時計で13時15分から再開をしたいと思います。

休憩 午後0時04分

.....

再開 午後1時15分

○議長（安丸眞一郎） それでは、休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

次に、8番、東義一議員。発言席からお願いいたします。8番、東義一議員。

8番 東 義一議員 質問事項

1. 防災力の強化について

2. 住民の意見、要望の取り扱いについて

○議員（8番 東 義一） 皆さん、こんにちは。議席番号8番、東義一です。議長の発言許可を得ましたので、質問、通告に従い、1番目に防災力の強化について、2番目に住民の意見、要望の取り扱いについて、以上2点につき、小項目により順次、質問をさせていただきます。

また、執行部の皆様におかれましては、明確な回答をよろしくお願いいたします。

それでは、最初に、防災力の強化について。

以下のことにつき小項目について問うものであります。

令和2年3月10日、2年前ですけど、これは町長が就任された折に、最初の質問という形で、町長のマニフェストの中で、新たな挑戦の中でもうたわれておりました。その中で、防災力の強化について問うものであります。

まず、最初に、消防団の現状についてであります。

消防団員は、地域に密着した地域防災力の中核として極めて重要な役割を担っていると承知しております。

そこで、消防団員の確保の取組についてどのように考えられ、またどのように執行されておるのかをお尋ねいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、東議員質問の、防災力の強化について、答弁をいたします。

消防団員の現状についての御質問でございます。

条例に定める消防団員の定数は110名で、その内訳は、消防団員が101名、機能別消防団員が9名となっておりますが、現在の加入団員数は103名で、欠員は7名となっております。機能別消防団員には欠員はございませんが、消防団員が7名の欠員となっているところでございます。

訓練等については、コロナ禍の中で感染対策に十分留意しながら少人数での各分団ごとの水利点検や実践防御訓練を行い、消防団の技能の習得と活動力の維持に努めているところでございます。

議員のほうから御質問がございました消防団員の確保に当たってどのような取組をしてるのかについては、担当課長のほうから答弁をいたします。

○議長（安丸眞一郎） 重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 消防団員の確保についてでございますけども、まず、条例の中に、大

刀洗町消防団員の定数、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例というのがございまして、その中に、消防団員は1つの基準、資格がございまして、その資格を有する者のうちから町長の承認を受けて消防団長が任命するとありますから、消防団長が消防団員を任命しております。

ただ、消防団員の確保につきましては、各分団ごとに取り組まれていると思っております。

○議長（安丸眞一郎） ただいま答弁が終わりました。再質問あればどうぞ。東義一議員。

○議員（8番 東 義一） ただいまの町長をはじめ総務課長の答弁をいただきましたが、1つは、聞くところによると、総務課長が申されましたように、消防団員の確保については行政区長、あるいは区の役員さん、それと各分団員によって個別に訪問されたりして、団員の確保に努力してあるということは十分承知しております。

ただ、1つの例を出しますと、ある区長のほうから、消防団員の推薦ちゅうか確保については、物すごく苦勞しているという形の相談というか、立ち話でしていたら、そういったことを区長のほうから聞いたわけなんですよね。それで、区長のほうも、行政区のほうに総務課のほうを担当されておりますので、消防団員の確保について、ノウハウというか、いろいろとこうお尋ねされたそうなんですよね。

そうした場合に、行政のほうからは、こうしてください、ああしてくださいということは当然言えないと思いますけど、何か区長としては、相談に行ったのに、何か、言葉は悪いんですけど、私の推測かも知れませんが、何か冷たくあしらわれたちゅう言葉は妥当ではないと思いますけれども、そんな感じがしたと。

それで、区長も多忙の中に、町のために消防団員確保のために、日夜努力していると。そういうところで、行政のほうももっとう、温かい指導というか、ひとつの例とか、そういったものを出していただくと、助かるばってんか、何か来たときに、嫌な感じがしたというふうな言葉をいただいたもんですから、先ほど御質問させていただいた消防団員の確保についてもノウハウというものを伺ったところがございます。

それと、これ、私自身の考えですけど、消防団員の確保、先ほど申しましたように、行政区の区長をはじめ各役員の方は物すごく苦勞されておられると思うんですよね。

実は、私も大分前になりますけど、消防班長、それと分団長をさせていただきました。そのときにも、もう区長のほうから、もう毎日、毎日というふうに相談に来られて、私自身も役場の職員だから、ほかの業務があるという形でお断りしたわけなんですけど、何じゃら、かんじゃらなって、最終的には分団長を引き受けて職務を遂行したわけなんですけど、今の時代に、やはり共稼ぎとか、そういった形で、物すごく団員の成り手に躊躇されておられる方も多いかと思うんですよね。そういったところで、執行部のほうも例えば区長、先ほど申しましたように、区長とか役員とかが日夜苦勞されて団員等を選出されてありますので、ひとつ私の個人的な考えなんですけ

ど、そういった思いを込めて、一般住民の方に周知されたら、認識ちゅうんですかね、そこが変わってくるんじゃないだろうかというふうに思っているところです。

それと、今回の議会に提出されてます消防団の処遇等に関する検討会を踏まえて、条例改正では報酬等の提案がなされておりますけど、金銭的なことも大事なことと思っておりますけど、もっとそのほかに、やはり、地域のためにやるというボランティア精神ですかね、そういったもの必要ではなからうかと思っておりますけど、今、申しあげましたことについて、何か執行部のほうから答弁がいただければありがたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 消防団員の募集に関する広報等だと思っておりますけども、広報につきましては、年に一、二回は町広報に掲載をしておりますし、また3月は移動の時期でもありますので、3月の中旬辺りから消防団員募集ポスターというのを各分団に配って、駅とか商店とか、もちろん分団倉庫もありますけども、そういうところにポスターを掲示して、団員の呼びかけを行っているところでございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 先ほど町長の答弁で、定数があつて、欠員7名という形の回答をいただいたわけなんですけど、現在7名の欠員という形になれば、この先、どういった形になるかも分かりませんが、やはりこう年々消防団員の減少に歯止めをかけるというふうなことも、執行部としては十分考えてあるとは思いますが、そのところを、消防団員というのはボランティアで、地域住民のためにやっておられるわけです。水害とかになった場合、家庭を顧みずに災害現場に出動するというふうな状況でございますので、その点を今も十分考えてあると思っておりますけど、その点を再度、もういろんな会議の中で検討というか、精査していただければありがたいと思います。

次にまいります。

次、防災士育成についてでお尋ねいたします。

防災士にあつては、もう現在、それぞれの校区、4校区の中で2名プラス町内企業から1名、合計の9名と聞き及んでおりますが、現在、何名の方が防災士の資格を取得されておられるのか、その点、お尋ねいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 東議員の御質問にお答えをいたします。

防災士育成の現状についての御質問でございます。

大刀洗町では、近年の豪雨災害等を踏まえ、昨年度から防災士育成に取り組み、自主防災会か

ら推薦された方が防災士を受験するための構成や試験の受講料を全額補助することを通じて、防災士の育成を図っているところでございます。昨年度は3名が受験し、2名が合格され、本年度は受験をされた9名全員が合格されるなど、この2年間で11名の防災士が誕生したところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問あればどうぞ。東義一議員。

○議員（8番 東 義一） ありがとうございます。

それでは、各地域の自主防災組織、また地域の防災リーダーとして活躍していただく防災士の育成については、どのようにお考えでしょうか、お尋ねします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） よく質問内容が分からなかったんですけども、町としては防災士育成のために補助して、防災士の免許を取っていただいているのが町の防災士の育成でございまして、東議員の御質問は、自主防災会の防災士の活動とか、そういうところ辺です、ちょっと再度、質問内容をお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） 再度お願いします。東義一議員。

○議員（8番 東 義一） では、再度質問をいたしますので、よく聞いておいてください。

1つは、今、先ほどありましたように、自主防災士については、町長の答弁があったように、町のほうから補助して、そして資格を取っていただいて、そして自衛消防あたりですかね、各地域にある防災自主防災会ですかね、そちらのほうでの育成をされてあると思うんですよね。

だから、私がお尋ねしたのは、あとのほうで、何か防災専門家との絡みも出てきますけど、そういった形は町のほうは資格補助はしてやるよと。あとは自分たちでしなさいよという形で、言葉は悪いんですけども、投げやり、補助はやったんだよと、あとは自分たちでしてくださいよというふうな、言葉は悪いんですけど、何か突き放したような感じも私、受けるんですよね。だから、そういったふうに、資格を取るために町のほうから補助をやる。そしてこれは、私は3年ごとに更新という形の手続をせないかんという形に、私、記憶しております。

総務課長は再質問ちゅうか、そういったことでお尋ねになったのが、私は今、申しましたように、自主防災組織に防災士を付けるといった形で、もう町のほうは全然、もう投げやりで、全然もうタッチしないよというふうな考えを持っておられるのか、またその資格を取られる方については、先ほど、後から出てきますけど、町のほうに防災専門家2名在籍してあるですよね。そちらの方に地域防災会のほうに出向されて、一緒に防災意識の意識向上に努められるような方法を取られる考えがあるのか、ないのかというのをお尋ねしてるんですけど、総務課長、よろしいですかね、理解できました。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） まず、町職員の防災専門官と防災士は全く別物ですから、そこら辺はちゃんと区別して考えてください。

町が補助して防災士の資格を取っていただいた防災士につきましては、その方が住んでいる校区内の自主防災会において防災活動をしていただくことを期待しております。

防災士につきましては、4つの校区の自主防災会、若しくはいろんな団体において要請があれば防災の講話とか、防災意識の啓発なり、防災訓練の支援等を行っているところであります。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 再度、防災士が、地域の自主防災会の防災力向上のために、実際、災害が起きた場合の対応として、活躍支援体制を構築することが不可欠だというふうに、私、考えてるんですけど、そういった中に、総務課長の考え方と私の考え方、当然違って当たり前なんですけど、例えば、町のほうで防災とか、水防計画の防災組織を、水防計画とかを作成していると思うんですよ。そういった形をその防災士のほうと交えて防災支援というか、そういった支援をされるということは、もう先ほど総務課長が答弁があったように、それはそれ、これはこれと、そういった形で振り分けられるというようなことが町の考えでありますかね。その点、お願いします。

○議長（安丸眞一郎） 今のは、東議員の質問的には、防災士の位置付けの問題ですかね。ということですけども、総務課長、よろしいですか。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 大刀洗町では、災害関係として大刀洗町の地域防災計画及び建設課が作成しております水防計画等がございます。この計画を作成するときには、水防計画であれば建設課の中で協議して作成しておりますし、大刀洗町地域防災計画においては町のほうで策定し、防災会議に諮って作成しているところでありますので、防災士を呼んでの、集まっての協議とかは現在のところ行っておりません。

○議長（安丸眞一郎） 東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 私が申し上げたというか、ひとつの意見なんですけど、何でも行政の頭打ちで計画するよりも、町長はいつも話されてるように、地域住民とタイアップしてやっていくという形であれば、やはりいろんな行政区ありますけど、大堰、本郷、菊池、大刀洗とありますけど、それぞれ地域によって水害関係についても、防災関係についても、いろんなやり方があると思うんですよ。だから、私が申し上げてるのは、これは、1つは提案なんですけど、そういった形で地域の意見、特に防災士の方が取得されてるわけですね、試験を受けていろんな防災意識を持ってありますので、そういった方の意見も吸い上げて水防計画なり防災計画を練ったらどうかということを一応、提案してるんですよ。だから、総務課長がおっしゃったように、

それはそれ、行政は行政が言ったとおり、もう上からの目線でやってくださいよっていいのか、やはりこう地域を巻き込んでやっていくかというところを私、お尋ねしてるんですよ。よろしいですかね。

○議長（安丸眞一郎） 今の東議員の質問は、結局、水防計画とか防災計画の中に防災士を育成してるから、そういった方々も含めて、今後、その検討する段階に加えたらどうかという御意見を含めた行政全般に対する質問ですね。ということで、重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 大刀洗町が定めております水防計画、若しくは大刀洗町地域防災計画は、町全体の防災計画の図面でございます、東議員がおっしゃってるように、各校区での自主防災会なり、それぞれの計画については、大刀洗町も4つの校区がございます、それぞれ地形が違います。当然、自主防災会は存在しますが、いろんな活動状況が違いますので、私のほうで計画なり、考えているのは、各自主防災会が独自のタイムラインとか避難計画を作成するに当たり、その地域の方の防災士の方から意見をいただいて、当然、町のほうも要請があれば防災専門官が防災、その各地域、自主防災会の避難計画なり、そういう計画を策定するときに支援をして、それぞれ地域に適した避難行動、避難計画を立てられるときには、町としても全面的に応援していきますし、資格を取られた防災士もその中では協力していただけたらと思っております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。東義一議員。

○議員（8番 東 義一） ひと段、総務課長の答弁で、町内の水防計画とかが作ってあるちゅうことは十分分かるんですよ。だから、私が申し上げてるのは、しつこいんですけど、いろんな人の意見を聞いて、そして水防計画なりを作ったらどうかということをお尋ねしてるんですよ。

総務課長の答弁によれば、町のほうで建設課のほうで作ってる。そして地域の方の意見は聞いておるか分かりませんが、先ほどは聞いてないちゅうことなんですけど、何か私が質問したことと回答と、何か、整合性がちょっとずれたと思うんですけど、最終的に確認ですけど、水防計画を作るときには、町、行政職員だけじゃなくて、いろんな地区の区長なり、そういった方たちの意見も取り入れてやっていくということでよろしいですかね、最終的には。

○議長（安丸眞一郎） 重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 担当である建設課が答えますので、建設課長が回答いたします。

○議長（安丸眞一郎） 棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） 水防計画についてお答えいたします。

水防計画のほうは、町全体の計画ということで、大雨が降ったときの対応状況、また区長さんたちに連絡する連絡網、それとあとは建設協同組合ってありまして、やはり町全体で災害があったときには取り組まなければいけませんので、そのときにどういった連絡体制を取るかと、そ

ういった形で大きな計画で作成をさせていただいております。

東議員の言うておられます皆様の住民の方の御意見を反映させて計画にっていう形で言うてありますけど、そういう点でいきますと、今現在の水防計画は、町全体でど ういったふうに対応するかっていう計画で、作成しているような計画でございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問あればどうぞ。東義一議員。

○議員（8番 東 義一） どうも私個人の意見と執行部の意見のかみ合いが大きいようですので、私にまだ今後検討というか、精査していきたいと思えます。

次の、4番目の、防災専門官の現状と活動状況について質問をいたします。

防災専門官の職務の内容については、いわゆる平時の何も災害が起きていない対応と、有事の災害時の対応と、二通りあるということで、先ほど申しましたように、令和2年の町長の答弁でございました。

一定、国のほうから交付税措置があるということを知り及んでおるという形で、町長のほうから2年前なんですけど、そういった答弁をいただいております。

ところで、防災専門官の現状と活動についてお尋ねいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 東議員の御質問にお答えをいたします。

防災専門官の現状と活動状況についての御質問でございます。

防災専門官は平成30年度から1名を任用し、昨年度からは2名体制で活動しており、議員のほうからは御紹介がありましたとおり、災害時の対応をはじめ、防災に係る各種計画の策定支援や消防団や自主防災組織への支援、あるいは啓発活動等に従事いただいております。

詳しい活動状況につきましては担当課長のほうから答弁をいたします。

○議長（安丸眞一郎） 重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） それでは、防災専門官の令和3年度の活動状況について報告いたします。

まず、1点目です。これは一般質問でも申し上げたかもしれませんが、昨年、水防法が改正をされております。内容につきましては、町内において浸水想定区域に存在する施設ですね、社会福祉施設であったり学校、保育園等の施設につきましては、避難確保計画を策定するように決まりましたので、町としては昨年6月に対象施設の職員を集めて避難確保計画の説明会を行いまして、各施設において避難確保計画を策定している状況でございます。

対象者数は33の施設がございまして、今現在、避難確保計画を策定されているところは9施設の提出がっておりますし、今後も各施設において避難確保計画の策定に向けて防災専門官が

支援をしているところであります。

次に、2点目です。消防団の活動の支援としまして、防災専門官のほうで消防団の操法大会の実戦向きの要綱を改正をしまして、昨年度から通常のポンプ操法大会ではなくて実践に向けた操法大会を実施をしているところであります。

3点目としては、住民に対する防災啓発及び自主防災会の訓練の支援という形で、昨年、菊池校区の自主防災会において訓練支援をしておりますし、あと各団体から講演として呼ばれた場合には、防災意識の啓発に関する講話をしている状況であります。

次に、国のほうが策定を進めております国土強靱化地域計画の策定につきましては、本来ならばコンサルに委託するところでありまして、防災専門官のほうにお願いをして町の国土強靱化地域計画を策定していただいたところです。

内容的には、防災専門官のほうがある程度のひな形を作成した後、町の管理職会を策定委員会として3回ほど会議をして、令和3年度中にはほぼ国土強靱化地域計画を策定し、今現在、福岡県と調整中であります。

次が、小郡・大刀洗地域防災訓練と申しまして、2年に1度、大刀洗町と小郡市の合同訓練をしております。昨年が令和3年度、昨年11月に大刀洗町が事務局として防災訓練をした際にも、各訓練プログラムから防災機関の調整と防災専門官のほうにいろいろ業務をしていただいたところです。

最後に、台風や大雨による災害時の対応としまして、基本的に警報が発令されると30分以内に役場に集合していろんな情報を収集をしておりますし、自衛隊や消防署に対しても防災機関として連絡調整、情報収集を行っており、町のほうで災害対策本部を開催するに当たっては、事務局として資料の作成と避難所運営の用具など、災害時は24時間体制で業務に当たっていただいているところです。

以上が、令和3年度の防災専門官の業務内容でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 今、総務課長から答弁いただいたわけなんですけど、イベントと違ってるとい、確認なんですけど、以前、総務課長のほうから答弁とかいただいたのは、町の水防訓練かな、5月頃やっておられる、消防団関係と、町民グラウンドのほうでされておるんですけど、そのとき、以前、総務課長はそういった水防訓練には防災専門官は来ないというふうな答弁をいただいたような記憶があるんですけど、それも変わったんですかね、その点、お願いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁をお願いします。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 町のほうで4月の下旬に町民グラウンドで水防訓練を行っております。

これは、消防団と町役場職員による合同の水防訓練でございまして、そのときもちろん防災専門官も参加というか支援をします。

私が防災水防訓練において防災官が来ないとか、しないとかと言った記憶はございません。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 東義一議員。

○議員（8番 東 義一） もうここまで来ると水掛け論になっちゃうので、もうそこまで追及しませんけど、以前、質問があったんですよね。専門官はどういった仕事をしてるのかと。全協かなんかで質問があって、そして何を職務としてされておるのかと。これは町長が先ほど申されました、1名るとき、今、2名になってるんですけど、1名るときに議員各位も何をされてるのかという疑問を持っておられたので、総務課長同伴のため、防災専門官、同席されて、このページですね、A4の1枚に職務内容か、今まで何をされてあったということを説明があったんですよね。そのときに、水防訓練とかはどうされるんですかと言った場合に、総務課長のほうが、水防訓練は参加してないと。24時間体制何とかというところに、何か私の記憶違いかもしれませんが、何か、私の聞いていることが間違っているのか、もう総務課長の記憶が間違っているのか、そこはもう追及しませんけど、やはり一度言ったことは私も聞いた上での質問をしているので、そのこと、そう言ったら悪いんですけど、そのところは私自身も気を付けないかんばってん、総務課長のほうも十分、その点は注意していただきたいと思います。これ、一般質問ですので、議事録なるんですよね。だから、言った、言わなかったということは議事録を見れば分かることですので、その点、防災専門官の分については、以上で終わります。

次に、今後の防災行政無線についてお尋ねいたします。

防災行政無線の設置については、昨年11月29日から今年4月の25日まで町内25行政区で総務課長の説明によれば312名の参加の中、実施されたということですが、質問とか意見については、総務課長のほうから全協で説明があったんですけど、この住民への周知ですね、住民は説明会にみえてあるんですよね、312名の方が。その方について質問があって、総務課長の話によれば、最近ですけど、広報紙等で周知するというふうな回答あったんですけど、もう実際、来年度から、今、予算審議中ですので防災無線の設置関係ということが議会のほうで説明あってお聞きしましたが、最終的に最終議会での議決等がまだされてないんですよね。

それで、私が言いたいのは、こんなこと言ってもなんですけど、こういったものは実施、来年の4年度からもう実施工事に入ると段階に来ている中で、住民説明会は11月なんですよね。それまで何で住民の方にもう説明、設置説明とか、終わったことなんですけど、何でしなかったのか。そういったふうに住民の意見等が上がってるし、それを基に実施計画に持っていくのが筋だと思っんですよね。そのところがどうも頭の中で整理がつかないし、何か押し迫って住民に説

明したよというふうな、またこれも言葉が悪いんですけど、大義名分を作ったということしか私自身考えられないとですね。

私が言いたいのは、住民への周知、もう今、3月でしょ。4月号でされるのかどうか、そのとき分かりませんが、4月号といっても3月の二十何日でしょう。だからそれを設置されておるのか、またホームページのほうで住民の方に周知するのか。その点、ちょっとお尋ねします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 東議員の御質問にお答えをいたします。

今後の防災行政無線についての御質問でございます。

防災行政無線につきましては、議会建設経済委員会からの災害時の避難支援の拡充・強化についての提言書や、区長会からの防災無線屋外拡声器の整備に係る要望書などを踏まえて本年度に音達調査や行政区説明会での意見等を踏まえ設計し、来年度中の完成を目指して整備に要する費用を今議会に来年度の当初予算として計上をさせていただいているところでございます。

今、議員のほうから御質問がございました防災行政無線に係るこれまでと、あるいは今後のスケジュールなり、あるいは住民説明会を含めた広報の在り方等につきましては、担当課長のほうから答弁をいたします。

○議長（安丸眞一郎） 重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 防災無線の行政区説明会の結果報告ですけども、これについては4月号の町広報に記載予定でございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 総務課長が4月号で住民に周知するという形なんですけど、いろいろ総務課長から議会のほうに全協で説明があったのは、防災無線での放送が平時でも、もう聞き取りにくいとか、それとか雨が降った場合とかもう窓を閉めとったらほとんど情報が聞き取れないとか、そういった住民からの意見ていうか、それが出てるんですよ。

それで、町長が先ほど回答されましたけど、4月になったら実施計画が終わってるということですので、4月からはもう現場のほうに行ってスピーカーとかそういったものを設置していく状況の中ですので、私自身が、2番目でこの質問しようと思ったんですけども、ミックスしますけど、町長回答されたように、来年度から防災行政無線整備工事費が予算で計上されておるし、これが可決に至った場合、令和4年中に工事関係が全て繁盛すんのかなというのは、ひとつ私自身の思い過ごしかもしれませんが、支柱が35基、それと拡声器47基という形で、ちょうど一円に設置されるんですけど、町長が先ほど回答されましたけど、4年中に、まだ終わって、完了しなくてはいかんばってん、工事的に本当、間に合うのかなということをちょっと私、懸案事項

として思ってるんですよ。

そういうことがあれば、今での質問の中で、他の議員からの質問の中であったように、防災ラジオも去年ですかね、増設されてあるし、防災メールのまもるくんとか、そういったものがあるんですけど、そういったことも一緒に含めて防災無線は確かに7月という形で議会のほうも、まだ区長会のほうからも行政のほうに要望なりあってると思うんですけど、ひとつ4年度中に工事が、それこそやってみないと分からんということなんですけど、本当に完了するのかなというふうな気持ちがいたします。

それから、ただ災害とかじゃなくて地震とか、そういったものも当然考えにゃいかんし、地震の場合でも防災無線でぱっと流されるようなことも考えてあると思いますけど、あくまで防災無線は水害だけじゃなくて、また台風だけじゃなくて、そういった地震とかも考えられると思いますので、その点、もうやってみな分からんと思いますけど、町長の答弁では、4年中に完了せなやかんという強い決意があると思いますけど、その点、ちょっとやってみな分からんことなんですけど、再度、町長なり、総務課長でも結構ですので、努力されると思うんですけど、もしも間に合わなかった場合とか、今、資材とかなかなか手に入らないような状態になっております。そういったことも考えて、努力はされると思いますけど、再度、その回答をお願いします。

○議長（安丸眞一郎） 東議員、事業予算、まだ今、審議中でございますから、御存じのとおり。ですから、現時点での執行部の計画、スケジュール案という形での答弁でよろしいですか。

○議員（8番 東 義一） はい、結構です。

○議長（安丸眞一郎） ということ踏まえて、実施計画案ということで。中山町長。

○町長（中山 哲志） 東議員の御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のように、来年度中に本当にできるのかという趣旨の御質問でございます。

今回、提案しております新年度予算案が通りましたら、来年度中に建設ができるように、終わるように目指して努力してまいりたいと考えております。

ただ、一方でコロナの状況でありますとか、あるいはウクライナ情勢等によりましては、資材の調達も、議員御指摘のように難しい面が出てくるかもしれません。ただ、現在のところでは来年度中の完成を目指して頑張ったいと思いますし、詳しいスケジュールについては担当課長のほうから答弁をいたします。

○議長（安丸眞一郎） 重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） それでは、防災無線整備の令和4年度のスケジュールを申し上げます。

令和4年5月に業者を先行しまして入札を実施し、仮契約書を結ぶ予定でございます。その後、議会において仮契約の議決をいただいて、工事発注をしたいと考えております。

この防災無線につきましては、基本的にはオーダーメイドの形で発注型の注文になりますから、

6月から9月の間に発注したスピーカーもしくは支柱等を整備をしていただいて、10月から着工したいと考えております。10月から35の支局に支柱を立ててスピーカーを取り付けると。3月末までに完了し、試験放送次第ということでのスケジュールを予定しております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問あれば。東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 今の総務課長のほうから、防災無線の工程、これ、あくまで仮定の工程という形で伺っておりますが、10月からになってくると、どうも厳しいんじゃないかなと。ということがありますので、先ほど町長から答弁いただいたように、鋭意努力されて4年度に消防防災無線が町内一円に完備されるように願っております。

次の大きな項目2番、住民の意見・要望の取扱いについてを質問させていただきます。

町政に対しての住民からの意見・要望の受け入れの一つの手段として、これあくまでも一つの手段ですね、として庁舎玄関入口に意見箱が設置してあるが、その取扱いについて問うものであります。

まず1番目に、今日まで、これは分かる範囲で結構です。意見・要望等について何件の投函があったのか、お尋ねいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、東議員の、住民の意見・要望の取扱いについて、答弁をいたします。

意見箱についての御質問でございます。大刀洗町では住民の皆様から町政に対する意見等をいただく広聴手段の一つとして、役場の正面玄関横に意見箱を設置してございます。これまでに年間2件から3件の投函があり、寄せられた意見は担当課で共有し、町の様々な取組の際の参考とさせていただきます。今後とも町のホームページや意見箱、パブリックコメント、アンケートなどで寄せられた意見の取扱いを始め、住民協議会や各種ワークショップの開催など、広聴機能の充実と住民参画を推進する町政運営に努めてまいりたいと考えております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問あれば。東義一議員。

○議員（8番 東 義一） それでは、再質問をさせていただきます。

今、町長のほうから件数について、2件から3件というふうな答弁をいただきました。

それで、またこれ、知人ていうか、の方から尋ねられたのが、意見箱に住所、氏名を記載して、3回投函したと。3回投函したけど何の対応などについては何のなしのつぶてであったということを知ったんですよね。

それで、私がそういうことがあれば、町長のほうから直接、意見とかを述べたらどうですかということをお知らせしたんですけど、もう3回投函して住所も名前も書いとると。それも全然も

う何の回答もなかったと、これ、最近の話なんですよ。だから、そのことを私はお聞きして、今回の質問に至ったわけなんですけど、その点、どんなですかね。

町長のほうは、2年前でこれ、私、質問したんですけど、行政懇談会をしたらどうですかというような問いかけをしたんですけど、町長に就任されたばかりでしたので、基本的な姿勢としては、私は対話を起点にして地域のきずなや人と人とのつながりを大切にしたい町政を目指してまいりたいという形でこれ、令和2年度ですね、私の一般質問で町長が回答されたわけなんですけど、先ほどの、もう3回、住所、氏名、書いていろんな町政に対するいいこと、また悪いことを記載されて、内容は私、承知してませんが、3回とも結局、ぼつになったと。

だから、担当課としては、そういったふうに、目安箱に投函されたら当然、受付して、そして恐らく担当課のほうで回答とかはできないと思いますので、これ、町長のほうにこういった意見があったよ、要望があったよということは当然、されてあると思うんですよ。その3件がどこにどうなったということはもし分かればといっても回答も何もなかったら、町長に言うておられるように、地域のきずな、人と人とのつながりを大切にしたいという、当初、町長に就任されたときの言葉なんですよ。

だから、町民の意見は言ってくださいよ、言ってくださいよというふうなアピールはしても、実際、町民がこういったことをしてくださいよと、こういったことはよかったですよというふうな、よいこと、悪いことは別にして、3件、住所、氏名書いて投函されてあったのが、どうなったかというのが、その方の七不思議ちゅうか、だからもう何遍書いても同じじゃないかっていうふうな気持ちになられているんじゃないかなというふうな感じがするんですよ。

その点、分かる範囲で結構ですので、答弁お願いします。

○議長（安丸眞一郎） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 東議員の御質問にお答えをいたします。

御意見箱の中に入った意見の取扱いについてでございます。

意見箱のほうは、地域振興課のほうで毎週1回、中を開けさせていただいて、中に何か入っていないか確認をさせていただいておるところでございます。

その内容を確認しました後、担当課のほうから現課のほうに文書のほうをお渡ししております。

よくある内容でございましたら、公園の整備や道路の整備、町のイベントや町の活性化のアイデアについてといったものが中に入っている、建設的な御意見の内容となっております。

同じ方が住所、氏名を記名されて何回か投函されたということでございます。担当課のほうに私どものほうからお渡ししておりますが、あとは受け取られた現課のほうで回答をするものであるか、しないものであるかという判断をして処理をしているものと思われま。

まず、意見箱は必ず、回答を返すようなシステムになっているものではないというふうには思

っております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 何か私自身、頭をひねりたくなるような気持になってるんですけど、町長のほうが現在、出前トークとか立ちよりトークとか実施されてあると思うんですよね。

ひとつ、やはり町長がおっしゃったように出前トークも大事なことなんですけど、校区、4校区ありますので、校区センターで先ほど申しました地域住民との懇談会ちゅうんですかね、そういったものを、町長も2年経過されてありますので、やはり町民の中に入っているいろんな意見と、いいこともあろうし、悪いこともやはり町民のほうから意見は出ると思いますけれども、そういったことを考えられたらどうかと、これは提案です。

それと、先ほど地域振興課長の村田課長のほうからあった、取って、担当課のほうに渡したと。後は担当課のほうにぼつにするか、回答するかという、それでいい加減なって言ったら悪いんですけど、やはりそのところは村田課長のエリアであれば、担当課長のほうから、こういった形で対応しましたというふうなハウレンソウがあってもいいと思うんですよね。

だから、先ほど言ったように、もう自分のところじゃない、担当課のほうというふうに投げやりじゃなくて、その投函された方は、本当に回答を待っておられたと思うんですよね。だから、同じ内容かどうか私、分かりませんが、3回投函してるのに何の音沙汰もなかったということですので、そういうことであれば、投函された方に再度、お尋ねして、何課にどういった形の内容であったんですかというふうなところまで、追及と言うたらいかんですばってんが、そこまでやっていかないような状態に、投函された方は思っておられるかもしれませんので、それについてはまた投函された方と再度面談して、機会があれば直接、町長のほうでこういったことで目安箱に投函したということ、もう町長か副町長のほうに聞いていただいたほうが手っ取り早く、何かごにやごにやっってなるよりも、というふうな感じがしますので、その辺、また投函された方とまた面談して、対応したいと思しますので、ひとつ言えばそういうところに目安箱で書いてありますが、やはり住民の一つの意見、町長室にこう、言って話したいという勇気もないという方も、私みたいならありますので、やはりもう目安箱があるなら目安箱で投函して、対応してもらおうという形でありますので、地域振興課長が申されましたように、担当課長のほうに回されたならば、例えば、広報辺りでこういった住民の意見があったということも、町長が申されたように、広報紙の制限もあるということなんですけど、やはりこれは住民の声として大切なことだと私自身思いますので、今後、そういった取扱いというのをも精査していただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（安丸眞一郎） これで、東義一議員の一般質問を終わります。

.....
○議長（安丸眞一郎） ここで、議場の時計で14時20分までしばらく休憩をしたいと思います。

休憩 午後2時11分

.....
再開 午後2時20分

○議長（安丸眞一郎） それでは、休憩前に引き続き議事を再開いたします。

次に、2番、隠塚春子議員、発言席からお願いいたします。隠塚春子議員。

2番 隠塚 春子議員 質問事項

1. 新型コロナウイルス感染症対応について

2. 生理の貧困について

○議員（2番 隠塚 春子） 議席番号2番、隠塚でございます。議長の許可を得ましたので、通告に従って、新型コロナウイルス感染症の対応についてと生理の困窮について、小項目ごとに質問させていただきます。

大項目の1番目でございます。新型コロナウイルス感染症の対応についてです。

新型コロナウイルスの感染者は全体的には減少傾向にあるとはいえ、デルタ株とは異なり、高止まりをしています。また、ステルスオミクロンといわれるBA.2の市中感染は、東京都、神奈川県、大阪府でも確認されています。

東京大学医科学研究所によると、BA.2の感染率は、これまでのオミクロン株の1.4倍ほどあり、感染症を起こす性質・能力である病原性が強く、重症化しやすい懸念があり、また現在のオミクロン株BA.1からBA.2へと置き換わる可能性が高いということです。

残念ながら、町の感染者は、第5波までの合計を既に超えてしまいました。人口からすると大変高い感染者率だと思います。保健所や小学校でのクラス閉鎖もありました。前回12月に質問をしたときには、2学期当初で短縮された授業時間の不足分は、予備時間を確保しているので、3学期末までに埋めていくという答弁でした。

そこで伺います。その後の小学校での授業時間短縮の内容及びクラス閉鎖の状況と、それにより不足した授業時間はどのくらいあるのでしょうか。また、その補充はどのようにされるのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、隠塚議員の質問について答弁いたします。

小学校での短縮授業の内容及び不足した授業時間と補充の方法について、答弁いたします。

蔓延防止等重点措置期間中は5時間授業を実施しております。上級生においては、下校を6時間目として、家庭において学びが継続されるようオンライン授業やプリント学習、学校で制限さ

れているリコーダーや合唱練習等を行っております。

授業時間の不足は、各種行事が減っていることもあり、予備時間で対応できております。各教科で決められている標準時間数というのがありますが、それは実施できる見込みです。

詳しい不足分については、課長のほうから答弁させたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 蔓延防止期間中のみ短縮授業という形にしておりますので、基本的には、2時から2時半頃に小学校のほうは下校するような形で5時間は確保するような形になっております。もともと1年生とかは5時間授業ですので、大して不足の授業とかはありません。

また、中学校におきましては1週間ほど短縮を行いましたけれども、中学校3年生は受験等もありますので、感染が拡大しないような形でできる限りの授業を行いながら実施をいたしております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） ということは、今のところ、時間の不足は心配ないということで確認してよろしいですか。

○議長（安丸眞一郎） 松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） はい。各教科で必ずしなければならない授業の時数というのを確保され、3月の24日までですけれど、それまでには全て修了するという形になっております。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 十分な時間が取れずに不足のままで卒業していく子がいるんじゃないかとか春休みが短縮されるんじゃないかとか、実は少しばかり案じておりましたが、春休みが近くなっていますが、大丈夫だということで大変安心いたしました。ただ、残りの時間で詰め込みにならないように配慮をお願いしたいと思います。

2番目に参ります。先日少し短縮関係のことで聞いたときに、多めに宿題を出されたということもおっしゃっていたように思います。生徒さんたちも大変だったと思いますが、先生方もその準備に大変だったと思います。

また、先ほどもありましたように、リモート授業もこれはされたということで今後も行われるというような、先ほどの教育長の答弁もありました。

そこでなんですが、Wi-Fiの整備がない家庭はごく少数ということでしたが、その家庭の生徒さんたちは図書館などを利用しているということを聞いております。御家庭の方針でWi-Fiの整備をしないというところもあるようです。就学援助を受けている生徒とWi-Fiの整備の有無が一致するかどうかは分かりませんが、Wi-Fiを整備すると年間6万円ほどの費用

がかかります。

前回、ほかの議員も言っておられましたように、希望される御家庭に補助をするお考えはありませんでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 隠塚議員の御質問に答弁いたします。

W i — F i の整備がない家庭への補助をする考えについてですが、家庭におけるW i — F i 設備の補助については、現在のところ考えておりません。家庭にW i — F i 環境がない場合は、学校でオンライン授業を受けるようにしております。

また、昨年度、学童保育所や各校区センター、中央公民館、ドリームセンターにW i — F i の整備を行い、子供たちが利用できる環境となっております。W i — F i 設備の補助は行っておりませんが、今年度から就学援助費の項目にオンライン通信費を追加しまして、年間1万2,000円を支給しております。それで対応しております。

以上で、質問に対する答弁を終わります。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 就学援助に追加していただいたということで大変喜ばしい御答弁をいただいたと思います。

公共施設には確かにW i — F i の設備が整いましたけれども、やっぱりそこまで行く——学校の図書館は別に教室を移すだけですけれども、校区センターであるとか、ほかの部分に場所を移していくというのちょっと生徒さんにとっては負担になると思いますし、その移動する姿が人から見られて目立つ、あそこはということにもなりかねませんので、そこら辺も考えておりましたので、援助に関しては大変感謝申し上げます。できれば、もう少し頑張ってもらいたいなと思います。

3番目です。先日、環境学習を拝見させていただく機会がありまして、その日は大変寒い日で、空気の入換えのために教室の出入口や窓が開け放たれていて、生徒さんたちもすごく寒そうで先生方の御苦勞を思いました。

厚労省の建築物における衛生的環境の確保に関する法律では、不特定多数の人が出入りする役場では、2か月に一度の空気測定をすることになっているようです。測定がなされてCO₂の管理表があると思います。

昨年4月末ですが、宇美町では、小中学校に空気清浄機と二酸化炭素測定器が整備されたとあります。

また、同じく昨年6月11日付の佐賀新聞によりますと、大町町では170個の二酸化炭素測定器を購入し、小中一貫校へ104個、保育園に20個、残り40個を総合福祉センターと老人

センターに配備したとあります。

また、公益財団法人空気調和・衛生工学会の発表では、感染リスクが高まる避難所においては複数箇所での二酸化炭素の濃度測定を行い、1,000ppm以下に管理されていることを確認することとあります。二酸化炭素測定器を導入したほかの自治体でも同様に言っておられますが、いわゆる換気の見える化のために、小中学校や公共施設に二酸化炭素の測定器を配備することはできませんでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、隠塚議員の御質問に答弁いたします。

小中学校に二酸化炭素測定器を配備する考えについてですが、現在、小中学校には2校、職員室に配備しております。小中学校では、基本的な感染対策として、学習機の間隔を空ける、定期的に窓を開けて換気を徹底しながら授業を行っております。二酸化炭素の測定器を含めて感染症の対策用品については、各学校で計画して配備していますので、各学校が状況を見ながら必要に応じて購入していくようにしております。

以上で、質問に対する答弁を終わります。

○議長（安丸眞一郎） 公共施設関係はどなたが。松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 公共施設に全てというわけではございませんが、チャオのほうは小さい子供たち並びに来る子が毎日違いますので、そちらのほうには二酸化炭素の測定器のほうは置いております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 先ほど申し上げた設置をした自治体ですが、ここだけではありませんで、ほかのところも今おっしゃったように、出入口を開けて窓を開けて、なおかつ二酸化炭素測定器を置いている。それがなぜなのかというと、換気の見える化のためだという各自自治体の教育長の答弁があります。

学校で職員室に2個ということですが、これの具体的な使い方はどんなふうになっているんですか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 基本的に感染対策のほうの備品については、学校のほうで必要なものを買うという形でしておりまして、2校のほうは小学校が購入しておりまして、隠塚議員も言われましたように、授業中は本当に窓を開けたような形ですうっとしておりますので、換気は十分に行った形でしているということですが、子供たちが帰った後、職員室のほうでの先生方が密になるということで、また職員室の場合は各学校の職員人数にもよりますけれども、菊池小など

特に密になりますので、そういったところを含めて職員室での使用をしております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 二酸化炭素のその測定器の導入とかに関しては、各学校の自主性に任せられているということで何かとてもよいと思います。

おっしゃったように、放課後の職員室は確かに密になりますので、大いに活躍すると思います。

ただ、公共施設ですが、チャオだけでも中央公民館であったり、各校区センターであったりとかでは、いろんなサークル活動とか会合とかが中止になったりとかされておりますので、そういった方たちの会でも空気の入れ換えの目安にもなって大いに役立つと思いますので、これはコロナ対策の補助金の有効活用の一環にもなると思いますので、考えていただきたいと思っておりますが、全体のそういう施設関係とか学校関係を含めての町での設置ということに関して、町長の所見を伺わせていただければと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 隠塚議員の御質問にお答えをします。

公共施設への二酸化炭素測定器の配備についての御質問でございます。

新型コロナウイルス感染症対策をはじめとするウイルス対策につきましては、今、議員のほうから御紹介がございました二酸化炭素の見える化であるとか、あるいは建築物の材料や塗装を含め、空調や加湿器、消毒液をはじめ、様々な手法や機器・商品等が紹介されているところでございまして、その効果や費用も多種多様でございます。

このため現在のところ、公共施設のウイルス対策として、二酸化炭素測定器を一律に配備する計画はございませんけれども、今後とも換気の徹底など、新型コロナウイルス感染症対策にいろんな面から努めてまいりたいと考えております。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 前回も同じような御答弁をいただきましたけれども、換気であるとかマスクとか手指の消毒とか、ごく……。ある意味、国民全員が分かっている通常の感染対策ですので、それにプラスしたということでしたらいいとは思いますが、換気の見える化のためにも、ぜひそこに視点を向けていただけたらなとお願いしたいと思います。

次に、4番目です。感染拡大の要因の一つは、家庭内感染だと思います。町内には宿泊施設はありませんが、家庭内感染の拡大を防ぐために宿泊施設を利用した場合に補助をしていただくということはできませんでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 隠塚議員の御質問にお答えをします。

宿泊施設への避難に対する補助についての御質問でございます。

福岡県内で家庭内感染対策事業として、今、議員のほうから言われたように、宿泊施設に避難した場合に補助を実施しているのは、現在のところ太宰府市のみとお聞きしております、今年度の太宰府市の利用実績は7世帯と利用が少ないこともございまして、本年3月末で事業を終了する予定とお聞きをしているところでございます。

このような県内の実施状況や宿泊費補助に対する問合せ等も現在のところ、役場のほうではいただいておりますので、現時点では新たな補助制度を創設することは考えてはございません。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 確かに利用者は周知の問題もあると思いますけれども、利用者側とか何とかのことではなくて、そういう制度があるということが大切だと思っておりますし、宿泊施設に避難した人の確認作業など行政の方にはまた手間がかかるとは思いますが、コロナ禍の中で疲弊している方たちのために再度御検討をお願いしたいと思います。

5番目です。先日、テレビで日本航空が、除菌剤の散布を病院や公共施設に実施していることが取り上げられておりました。この散布剤は5年後には再加工が必要だということでしたが、大変好評のようでした。

そこで、先ほど少し町長も触れていただきましたが、光触媒を使用したものは濃度により、次に張り替えるまで再施工の必要がないということです。

改修予定の中央公民館に消臭にも効果があると確認され、環境浄化作用がある光触媒を使用した床材を導入する考えはありませんでしょうか。

また、光触媒が入った塗料を保育園・小中学校・公共施設の壁に利用するお考えはありませんでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 隠塚議員の御質問に答弁いたします。

光触媒を活用した塗料を保育園・小中学校・公共施設の壁に利用する考えについてですが、現在、保育園、小中学校においては、塗料利用の予定はありません。

中央公民館については、生涯学習課長が答弁いたします。

○議長（安丸眞一郎） 矢野生涯学習課長。

○生涯学習課長（矢野 智行） それでは、隠塚議員の光触媒関係の床材の使用についての御質問にお答えいたします。

中央公民館の大規模改修の実設計につきましても、今現在、ほぼ完了に近づいておるところでございます。その内容からしましても、床材のほとんどにつきましても、土足で可能なシート張り工法となっておりますところでございます。

隠塚議員から御紹介いただいた光触媒の床材につきまして、こちらのほうでも調べてまいりましたけれども、そちらにつきましては今現在フローリングのものがほとんど聞いておるところでございます。その材質の値段としまして、従来のものの2倍以上はするように聞いておるところでございます。材料の価格が上がるということであれば、その分、工事価格にも大きな影響が出ることも踏まえた上で導入は考えておるところではございません。

また、塗料におきまして、こちら2倍以上のお金がかかるということですので、導入を考えておるところではございません。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 中央公民館のほうですけれども、フローリングがないということですが、塗料は塩ビシートにも使用できますし、小学校とか中学校、保育園とかの壁や天井に塗料は使えます。価格ですが、多分、通常の塗料とか床材と同程度の価格、2倍とかいう価格ではないというふうに私が調べたらそういうことでした。ちょっと前の資料をご覧になったのではないかなあというふうに思います。

確かに情報の取得時期とかで違ったりとかするかもしれませんが、以前にもこれは申し上げたことですが、やはり予算があるということはもちろん、安く上がればよいというのはもちろん私自身もそう思います。しかしながら、住民の健康のことに安心というのを考えて、いま一度調査していただいて検討をお願いしたいと思っております。

特に、フローリング材のほうは一般住宅のほうが主流のようですけれども、通常の床材と値段が変わらずに安心して使えるということで、ほぼ月に4万から5万坪の販売があるそうです。

残念ながら今は戸建てが中心なんですけれども、小倉とか熊本のこども園とか八幡の障害者施設などにも利用が広がっているようですので、そういった情報も少し集めていただいて、今回は無理でも、ほかの対策ができたときの後にでも少し考えていただければなとお願いをしたいと思います。

次に、大項目の2、生理の貧困についてでございます。

2014年1月、子どもの貧困対策法が施行され、子供支援に関わる民間団体が各地で生まれて様々な活動が広がっています。

厚労省調べによれば、2018年、17歳以下の子供の貧困率は13.5%、7人に1人が相対的貧困で、同年の文科省の調査によると、就学援助を受けている小中学生は137万人ということでした。その後のコロナ禍の中で、雇い止めや就業時間が減らされたり、大学生はバイトがなくなったりと大変な思いをしている方たちが増えています。独り親家庭ではさらに大変だろうと思います。特に女性は非正規雇用が多く、また貧困の連鎖は社会的な問題となっています。

生理の貧困については、コロナ禍以前より取り上げられていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で困っている方たちが増えて、報道でも度々取り上げられるようになり、支援に踏み出した自治体は内閣府の調査によると、昨年8月3日時点で581、あるいは市公中、公立高校に順次整備していくとしている自治体が増え続けています。

生理の貧困について2016年、イエール大学の論文で、カンボジアの農村社会における新たな貧困の形として取り上げたのがきっかけになったと思われます。生理用品を軽減税率にという署名活動から生まれた団体「#みんなの生理」と一般社団法人日本若者協議会によるアンケートが高校生・大学生・専門学校生を対象に行われ、昨年5月11日発表の調査によりますと、5人に1人が金銭的な理由で生理用品の入手に苦労したと回答しています。

また、2021年3月、国際NGOプラン・インターナショナルが、15歳から24歳の2,000人を対象に行ったアンケート調査でも、717人、35.9%が購入をためらった、購入できなかったと回答しています。

その理由として、収入、お小遣いが少ない、用品が高額、親の負担を増やすのが申し訳ない、と答えています。交換回数を減らした70.7%、トイレットペーパーや布類で代用した43.1%ということです。学校を休んだという人もいます。

子供を産むという生殖機能を持った人たちは、年間52週のうち12週が生理期間になり、生涯で生理用品に費やす費用は、信濃毎日新聞の調査によれば、50万円以上になるということです。また、生理前症候群や重い生理に悩み、低用量ピルの服用が必要で診察料や鎮痛剤、カイロなどを合わせると、月に4万円ほどの費用がかかる人もいます。

あえて子供を産む生殖機能を持った人たちと表現しましたが、この後は女性という言葉を使わせていただきます。

内閣府では、地域女性活躍推進交付金で生理用品の提供は可能、子どもの貧困対策として、地域、子供の未来応援交付金で支援対象を貧困家庭に提供できる。また、つながりの場づくり緊急支援事業として、NPOなどの民間団体へ委託する場合の補助率を4分の3または10分の10にするとあります。

そこでお伺いたします。1番目の、初潮を迎えて間もない時期というのは——間もないときだけではありませんけれども、生理不順に悩む生徒たちが多くて、生理用品については、学校ではどのような対応をされているのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 隠塚議員の質問に答弁いたします。

貧困対策としての生理用品の提供に関する学校での対応についてだというふうに認識いたします。

御心配をおかけしていますが、小中学校では保健室に生理用品については常備しております。担任あるいは養護教諭等が学級指導等で何かあったら、いつでも保健室に相談に来るように指導しております。そして生理用品を渡すように、子供たちの状況も把握しながら。そういうことをしながら配布をしております。

なお、渡した生理用品についての返還は求めておりません。

以上で、答弁を終わります。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） どの学校も保健室に常備しているというのは当たり前のことになっています。返却を求められるようなところもあるそうですので、その点についてはよかったと思います。

これに関連して後の中で述べていきたいと思いますので、2番目に移らせていただきます。

生活保護受給者へ支援についてですが、受給には様々な条件があると思いますが、同等の条件で支給額に男女の差がありますでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。平田福祉課長。

○福祉課長（平田 栄一） では、御質問に対してお答えいたします。

男女についての差はございません。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 国連女性機関の日本事務所長、石川雅恵氏は、生理の貧困の根源は人権問題であり、女性が衛生的に生活できる環境の確保も守られるべき基本的人権である。世界中の女性が生理期間を安心して過ごせるようになれば、社会的な機会損失がなくなって経済の向上にも寄与する。生理の問題は社会全体の課題とすべきと言っています。

支給額に差がないということでしたけれども、夜用になると少し高くなりますけれど、生理用のナプキンというのは通常300円程度、年間4,000円弱で買えます。

先ほど申し上げたように、いろんなお薬が要る方は外して、生理用品の購入が何人ぐらいの対象者がいらっしゃるかということとは分かりませんが、独自に追加支援ということはできないのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 隠塚議員の御質問にお答えをいたします。

生活保護受給者への生理用品の独自追加支援についての御質問でございます。

貧困世帯への生理用品の配布につきましては、昨年11月に小郡ロータリークラブから食料費と生理用品を寄贈いただき、昨年12月に社会福祉協議会を通じて配布したところでございます。

今後も、現在のところ、複数の団体から寄贈の申出を受けておまして、生理用品を社会福祉協議会を通じて配布する予定となっております。

また、長引くコロナ禍を踏まえ、現在、住民税非課税世帯等に対しまして、10万円を給付する臨時特別給付金事業に取り組んでいるところでございます。このため現在のところ、町から生活保護受給者へ独自に生理用品を追加支援する考えはございませんが、今後とも団体等から寄附を受け付け、社会福祉協議会と連携し、生活保護受給者だけではなく、お困りの世帯に対して生理用品を配布してまいりたいと考えてございます。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 小郡のロータリークラブさん、ありがたいことだと思います。既にそういう対応がなされているということで大変喜ばしいことだと聞いております。

ただ、住民税非課税世帯の10万円というのは、あくまでも一時的なものですので、これは除外して考えていただいよいかと思います。もちろん、ほかの団体からの寄附もあるということですので、それが継続するような働きかけをしていただければと思います。

3番目です。先ほど2018年の就学援助を受けている子供は137万人だと申し上げましたが、当町の傾向ではいかがでしょうか。お答えにくい部分ではあると思いますので、傾向としての感触を聞かせていただければと、お答えいただけるようであればですが。

生徒さんたちが安心して、先ほどと少しだぶるかもしれませんが、衛生的に安心して過ごせるようにその就学援助にということで、先ほど1万2,000円でしたか、プラスしていただいているということなので、こちらのほうはぜひ継続していただけるようお願いをしたいと思います。

もし、就学援助の受給者の傾向をお答えいただけるようであれば、御答弁をお願いします。

○議長（安丸眞一郎） 松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 要保護児童の就学援助関係の補助についてということですが、基本的には9月の決算のときに御報告しているとおおり、正確な数字は今持ち合わせておりませんが、年々増加傾向ではあるという形になっております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） これは大刀洗町だけのことだけではなくて全国的な傾向だと思いますので、先ほどの援助も重ねてお願いしたいと思います。

昨年3月、愛知県東郷町の子ども議会で「どこのトイレにもトイレットペーパーが常備されているのに、どうして生理用品はないの」という問いに、小学校6年生が「生理用品を学校のトイレの個室に常備していただければ、小まめに交換できて心も体も健康になれると思います」とい

う提案がありまして、それを受けて、ふるさと納税を活用し、町内の公立小中学校のトイレに常備されるようになったということです。

近くの広川町では、赤十字社に依頼して支援を受けて、中学校のトイレに設置の実証を行っているということです。先生方は通常も定期的に見守りを行っていて、その折に補充をしているので、補充自体は負担になっていないというお話でした。また、継続していく方向になるだろうということです。

テレビでも紹介されましたが、久留米市の荘島小学校では、フリーナプキンmoonlabo いとしまさんが、クラウドファンディングで集めた寄附金で生理用品をトイレに提供しています。

そこで、先ほども伺いましたが、当町の学校では保健室に準備されているということですが、恥ずかしくて言えないという子供もいると思います。また、子供に限らず、ナプキンを入れたポーチを持ってトイレに行くことで生理だと見られることにストレスを感じる、という声もあります。

神奈川県綾瀬市の例ですが、トイレに置いてあるナプキンを入れた箱には「生徒の皆さんへ。この中には生理用品・ナプキンが入っています。急に必要になった人は使ってください。生理のことや何か困っていることがあれば先生に相談してね。一緒に考えましょう」というメッセージが書かれています。こんな箱が我が町でも置いてあったらいいなあと思います。

トイレにトイレットペーパーが常備されているように、小中学校や公共施設に生理用品を常備するというお考えはありませんでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 隠塚議員の質問について答弁いたします。

小中学校のトイレに生理用品を常備する考えについてですが、これは以前に校長会のほうで学校長に、今の御質問の中にあつたような事例等も含めてお尋ねをしました。

各学校の校長先生方は今のところ、コロナウイルスの感染症を心配されているということ、不特定多数の児童生徒が触る可能性があること、あるいはこれは起きてはならないことですが、いたずらが起きる可能性があるといったような衛生上の問題や管理上の面で心配されるので、今のところトイレ等に常備するという考えはないということでございます。

また、教育的観点です。要するに、なかなか言えないというような子供たちもいるということでもございましたけれども、担任や養護教諭のほうからは、やっぱり子供の状況を把握していくために今後も保健室に常備しながら、いつでも安心して相談できるような体制づくりを進めていくことで対応していきたいということもございますので、この対応で今のところはしておきたいというふうに思っているところでございます。

以上で、答弁を終わります。

○議長（安丸眞一郎） 公共施設の関係はよろしいですか、どなたか。小中学校の関係はありましたが。中山町長。

○町長（中山 哲志） 隠塚議員の御質問にお答えをいたします。

公共施設のトイレに生理用品を配備してはどうかという趣旨の御質問でございます。

生理の貧困につきまして、この問題につきましては、特にコロナ禍のこの2年間の中ですごく焦点が当たって、確かに大きな課題だというふうに認識をいたしております。

この問題については、例えば男女共同参画を担当しております地域振興課内でも、先ほど議員のほうから御紹介があったように、トイレットペーパーが公共施設にあるんだったら生理用品もトイレにあるべきではないかというふうな職員間の議論があったと聞いています。

ただ、その中でやっぱり管理上の問題等がございまして、現時点で直ちに公共施設全てに生理用品を配備するというのは難しいのではないかということでなかなか結論が出なかったというふうにお聞きをしております。

この問題は、議員のおっしゃる趣旨というか、お気持ちも心情的にはよく分かるんですけども、今申し上げましたが、管理上の問題等もございまして、直ちに全ての公共施設に生理用品をトイレに配置するという考えは、今のところはございません。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） そうですね、置かない理由として、衛生的な面というのは、よくほかの自治体でも当初はあったようです。

それから、保健室に置いて子供たちの状態を把握するんだ、だから置かないというようなことを言われた自治体もあったようです。ただ、衛生的な問題は、学校であれば教育すれば済むことです。

公共施設においてもそんなに危ないような触り方をするようなものでもありませんし、管理の件に関しては手数がかかるとは思いますが、先ほども申し上げたように、委託すれば10分の10、4分の3という補助が国からつきますので、そんなに御苦労されずに、ただ委託先を探すのはちょっと大変かなとは思いますが、その手間さえかけていただければ、そう難しいことではないと思います。そこら辺ももう一度御再考いただけたらなと思います。

生理の貧困を構成する要因として、次の3つが挙げられます。

まず、先ほどから申し上げている経済的貧困です。生理用品が買えない、2番目に知識の貧困です。知識や教育が十分になされていなくて、適切な手当てができない、3番目が、これは多分学校では大いに悩んでいらっしゃると思うんですが、家族関係の貧困、生理が来たことを親に言えない、生理痛、時には病院での手当てが必要なんです、そのつらさを親に言えない。

これが生理の貧困を構成する3つの要因として、学者の間でも上げられていることです。

このような状況に置かれている方がどの程度いらっしゃるかというのは、想像をするしかありませんが、つらい思いをしている女性や子供たちへ、子育て支援のまち大刀洗としての支援を重ねてお願いして、質問を終わります。

○議長（安丸眞一郎） これで、隠塚春子議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（安丸眞一郎） 次に、7番、平山賢治議員、発言席からお願いいたします。

7番 平山 賢治議員 質問事項

1. 新型コロナウイルス感染症への対策、および住民、従事者支援について
2. 町税について
3. 宣言等の管理、啓発について

○議員（7番 平山 賢治） 7番、平山です。通告に従いまして質問をさせていただきます。

本日は大きく3つについて質問をさせていただきます。

大きな1番目、新型コロナウイルス感染症への対策、および住民、従事者支援についてであります。

現在、日本国内では、2月上旬よりは感染者は減少傾向であるものの、町内でも感染数は多数推移し、学校や保育園の学級閉鎖などが相次いでおります。地方自治体、また、地方議会としても、政府に対して有効性のある対策を求めるとともに、市町村独自の対策もまた重要であろうと思います。とりわけ学校や保育所などへの対策や、働いていらっしゃる方への支援が急務だと考えます。

したがって、まず5点質問をいたします。

- 1点目に、町内の感染状況把握と、感染者、自宅待機者などへの支援状況はいかがでしょうか。
- 2点目に、保育所や小中学校の休園、休校、学級閉鎖の状況や対応基準はいかがでしょうか。
- 3点目に、感染症対応にかかる保育、学校現場の負担軽減の政策についてはいかがでしょうか。
- 4点目に、小学校休業等対応助成金があると思いますが、この周知、活用について。
- 5点目に、保育士、学童指導員の処遇改善について、現状と今後の方針はいかがでしょうか。

以上、答弁よろしくをお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平山議員質問の新型コロナウイルス感染症への対策について答弁をいたします。

1点目の、町内の感染状況把握と、感染者、自宅待機者などへの支援状況についてでございますが、陽性者、自宅療養者への対応は、基本的に保健所を設置する福岡県等が実施をいたしてございまして、健康状態に応じて入院やホテル療養、自宅療養などの措置がなされているところでござ

ざいます。

また、自宅療養となられた方に、電話による毎日の健康観察やパルスオキシメーターの使用による健康状態の把握、緊急時の専用ダイヤルを設置するなど医療支援を実施するとともに、食料確保が困難である方に対し、食料支援等の生活支援も実施をされております。

また、大刀洗町社会福祉協議会では現在、町内の社会福祉法人が食料品や日用品などの買物を代行する支援事業を実施しておりまして、支援が必要な場合には、自宅療養者が申し込むことで支援が受けられるようになってございます。

2点目以降の質問につきましては、教育長のほうから答弁を頂きます。

○議長（安丸眞一郎） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 平山議員の御質問への答弁をいたします。2点目から5点目までの件に関してです。

まず、2点目の、保育所や小中学校の休園、休校、学級閉鎖の状況や対応基準についてですが、保育園では、新型コロナウイルスの陽性者が増加した今年の1月以降に、休園、あるいは一部休園といった保育園が増えてきております。

園児や職員の感染が判明した場合の対応については、福岡県が作成した対応フローなどを基に、保育園での感染状況を踏まえ町と保育園で協議し、全部休園にするのか、一部休園するのかを判断しております。

また、小中学校では、令和4年1月からの期間において、現在まで6学級が学級閉鎖を行いました。学級閉鎖の基準は、文部科学省のガイドラインに従いながら、学校医の意見を伺い、学校・教育委員会で協議を行い決めております。

3点目の、感染症対応にかかる保育、学校現場の負担軽減についてですが、感染症対応に関わる保育現場の負担軽減のため、保護者への感染予防の啓発や、新型コロナウイルス感染症対応のための備品や消耗品、係ります経費に対する補助金の交付を行っております。

また、園児や職員の感染が判明した場合に、速やかに保育園と町とで対応についての協議ができるよう、連絡体制を整えております。

学校では、ボランティアの方に校内の消毒作業を行っていただきながら、教職員御負担軽減となっております。

4点目の、小学校休業等対応助成金の周知、活用についてですが、保護者に対して文書または安心メールにて周知しております。

また、今後ですが、助成の対象となる休暇所得期間の延長も予定されているようですので、これは決まり次第周知してまいりたいと思っています。申請は、事業主等から直接労働局へなされていますので、活用については、町の教育委員会のほうでは把握することができておりません。

5点目の、保育士、学童指導員の処遇改善について、現状と今後の方針についてですが、保育士の処遇改善については、保育園へ支払う委託費への加算として、職員の平均勤続年数に応じた加算分と、技能経験を積んだ職員についての加算として、処遇改善等加算を支給し、それにより保育士の処遇改善を実施しております。

学童指導員等の処遇改善につきましては、令和3年度より学童保育所でも処遇改善のための委託費の増額を行っており、それにより常勤職員を配置していただいております。

また、国において、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる教育・保育現場等の最前線で働く方々の収入上げを図る目的で、令和4年2月から保育所及び学童保育所の職員の収入を3%引き上げる事業が実施されております。

大刀洗町でも3月補正及び令和4年度当初予算に関連予算を計上しており、予算が可決された場合には速やかに交付を行ってまいります。今後も保育所及び学童支援員等の処遇改善につきましては、国の制度などを活用しながら継続的に取組を続けてまいります。

以上で、質問に対する答弁を終わります。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質疑があれば、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） ありがとうございます。順次再質問をさせていただきます。

1点目ではありますが、町内の陽性者の方について、前回の質問までは、県の管轄であるので町では詳細な情報をつかめないとの答弁でありましたが、その後変化があったのではないのでしょうか。そのあたりについてはいかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） 御質問にお答えいたします。

これまでは、個人情報保護等の観点から町への情報提供にも制約がございましたが、自宅療養者への生活支援に必要な場合に限り、昨年10月から自宅療養者の氏名等が提供されることとなっております。ただし、こちらについては、先ほど申しましたように自宅療養者への生活支援に必要な場合に限りという条件がございまして、当町におきましては、情報提供については希望しておりません。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 先ほど答弁にもありましたように、当町においては、社会福祉協議会が買物支援ですとか自宅療養者の方への支援制度をなさっているということでもあります。

ただ、お聞きしますと、その御利用がほとんどないということで、その周知の方法ですね、もちろん必要がないと、例えば支援なさる方がお近くにいるとかいうことであればいいんですが、せっかくそういうことに取り組んでいらっしゃるのに、御利用がほとんどないということであれ

ば、例えば、大刀洗町のほうでこの情報を積極的につかんで、必要な方への周知を広げていくとか、あるいはパルスオキシメーターの貸出等もあると思います。

さらには支援という、今のところ条件としては自宅療養者への支援ということでありますから、その点については活用も考えられると思いますが、重ねてその辺の御見解はいかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） お答えいたします。

現在行っている買物支援代行事業につきましては、問い合わせについては3件程度ありましたが、実績としてはゼロ件というふうに聞いております。

こちらの買物代行につきましては、保健所のほうから自宅療養者の方に、社会福祉協議会でこういう事業を行っている、必要な場合についてはこの制度を活用してくださいというふうに御案内をさせていただいているところでございます。

その他、買物支援等につきまして、事務局の社会福祉協議会と庁内、町のほうの各課とも、自宅療養者への生活支援に必要な事業で活用するものがあるかというところで協議を行っておりますが、現時点ではそのような生活支援に必要な事業が見当たらず、社会福祉協議会についても現在の支援の連絡があったときに、買物代行についての支援事業を行うというふうに聞いております。

これについては、自宅療養者の方等への直接的に県のほうから周知をしていただくのと、町の広報等を通じて周知をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 一つは、おっしゃいましたように県等を通じて、必ず対象者の方に周知いただくということを再度確認していただくことと、あと、やはり必要がないのかということ、実際には、例えば小さいお子さんがいて、なかなか目が離せないとか、外出できない、買物支援が必要な方もいらっしゃると思います。

必要であればデータを今後も有効に活用し、必要な人に必要な支援が届くように、社協さんとも連携しながら対応をお願いしたいと思います。

2点目であります。昨年以降、オミクロン株が拡大した現在において、政府の方針や保健所の対応が大きく変わっているようです。保育園等の現場においても濃厚接触の定義や選別についても、現場に判断が委ねられて、現場の対応が大変だとお聞きしていますが、その辺の実感としては、どのような変化と捉えていらっしゃるでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 平山議員の御質問にお答えいたします。

1月になりましてオミクロン株という形になりまして、保育園児、児童生徒にも広がってきたというところがございます。そのタイミングで、学校におきましては文部科学省のほうからまた対応のガイドラインが示されてまして、同じように保育園のほうも対応フローという形で示されております。それに従いまして、保育園、小中学校とも陽性者が判明した場合には対応をしております。

また、それに伴って、うちのほうの産業医であります柳先生のほうから、1月の半ばから3回、対応をどうしたらいいかということを含めまして、衛生委員会を保育園の園長先生、小中学校の校長先生にお集まりいただきまして、今の現状と、判断に困るような事例があれば、先生のほうからアドバイスを頂きながら対応をしているという形になっております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） これまでは保健所が対応をしていたところ、現在は陽性者の方には保健所から連絡が来るけれども、濃厚接触の疑いのある人を選別するのが保育所や現場の責任になり、現場にさらには責任と戸惑いが生まれていると思います。

政府のこの対応の非科学ぶり、それから、言わば国の政治の責任放棄ではないでしょうか。学校や保育現場が混乱していると思います。政府に対して、感染対策の責任を果たすよう、行政からもさらに声を上げるとともに、現場への支援も強めていただきたいと思います。

また、この中で、現場での無料PCR検査等の拡充等も喫緊の課題と思います。4年度も当初予算で予算化されておりますが、保育所等でどのような条件で、どのような頻度でということまで予定していらっしゃいますでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 小中学校におきましては、抗原検査のキットのほうに配付されておりますので、そちらのほうで職員のほうは行っております。

また、当初予算にも計上させていただきましたとおり、保育所のほうにつきましては、PCR検査を補助するような形での予算を計上しておりますので、それを活用していただきまして、気になる保育士の方は検査を積極的に受けていただいて、安全な形で保育に臨んでいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 個数であるとか、保育士さんの数に対する予算の額でありますとか、もう少しお答えいただけるとありがたいです。

○議長（安丸眞一郎） 松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 発熱等ございましたら、基本的には国のほうの形でPCR検査を受けられると思いますが、そういったことに該当しない保育士さんには、1人当たり2回PCR検査をして、1万円が補助するような形で予算組みをしております。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 久留米市等では、例えば無症状でも週1回PCR検査が無料で受けられると、もちろん中にはあまり受けたくないという方もいらっしゃると思いますが、3月まではこれは無料で行っている。ただ、4月からの予約はまだ取れていないということでありました。今回は、これが予算化されておりますので、年度途中でも必要性に鑑みて交付金等も活用して、機敏に予算の例えば増額等の措置をぜひお願いしたいと思います。

それから、2月の8日付で、休園した園の子供を他の園や公民館等で代替保育を行うときの財政支援を設ける等により、地域の保育機能を維持しますという厚生労働大臣の発表がありました。これについて、町のほうで具体的な通知なり、その対応なりというのが今行われていますでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 今現在、ほかの園児の受入れや、ほかの公民館等で見るという形の対応等はいたしておりません。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 厚生労働省が発表した支援策では、国が自治体を通じて施設を財政的に支援することや、大体保育として他園、あるいは障害児に限定されている居宅訪問型の一時預かり事業、そしてまた、大体保育の利用者負担はないということで示されております。

具体的には、今後また詰められて自治体に入ってくると思いますので、これについてもよく、十分お含みおきいただきたいと、よろしく願いいたします。

3点目です。学校や保育園の負担軽減についてです。先ほどもありましたように、学校ではボランティアの方に消毒等の御支援を頂いていると、やはり、保育園でも掃除・消毒、おもちゃなども一つ一つ消毒し干すと。

保育補助という方を雇用してもいいんだけど、金銭的な余裕がないし、例えば、保育園等における消毒・掃除、清掃等について、例えば町が一括委託して、町内の保育園の消毒や清掃等の支援も可能と考えますが、その辺の具体的なマンパワーによる支援とか、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 保育補助につきましては、全園で活用をされているというわけではありませぬので、そういったのを活用されていない園につきましては、そういったのを活用して、

保育士の軽減をという形にさせていただきたいと思いますが、それ以外に今のところ町でのマンパワー的な部分での補助というのは考えておりません。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） これを、例えば町内5園、あるいは6園ということであれば、そういったものに対する清掃補助等の一括支援ということも可能であると思いますので、ぜひ御検討を頂きたいと思います。

また、保育所においては、そういう処遇改善等の事務、それから、子供対応も困難が増していると聞きます。そうした点からも、恒常的な処遇改善に加え、コロナ対策等でのマンパワーや財政的な支援がますます重要と考えます。コロナ交付金等の有効活用も考え、引き続き御検討をお願いしたいと思います。

4点目に、小学校休業等対応助成金の周知、活用ですが、先ほど答弁にもありましたように、雇用者側が承諾しないと適用されないということで、活用が非常に難しい制度と言われてきました。

しかし、2月8日に、これも同じく、先ほどの代替保育と同じでしたが、厚生労働大臣から、この使いにくさについての質問に答えるという形で、小学校や保育園の臨時休業等により仕事を休まざるを得なくなった保護者を支援するため、同補助金について、個人申請の場合の手續の改善を行うとともに、改めて周知徹底を図ってまいりますということを出ております。

しかし、さらにしかしということで、実際にはそういうことで活用が広まっていませんし、やはり、若い保護者の方に聞いてみましても、口コミで初めて制度を知ったという方も多いようです。

ぜひ、こうした休業を余儀なくされた皆さんが、有休休暇などの適切な対応を受けられるよう、町としても引き続き制度の周知や、新しい申請制度ということで、該当の方に引き続き広くお知らせさせていただきたいが、いかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 学校におきましては、保護者への周知ですけれども、まず、この制度が始まったときに、一旦保護者への、学校においては安心メールにてこの内容を添付した形でメールでお知らせするという事もされておりました。

その後、平山議員が申されたように、個人申請の係る周知につきましては、2月25日に再度保護者に向けた周知文の依頼が来ておりますので、教育委員会からという形で、紙の形で保護者の皆様に周知を行ったところです。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） ありがとうございます。答弁にもございましたように、町内でも、また、全国的にも児童生徒の感染が第5波の3.5倍と、しかし、2月までの同助成金の適用が1万1,000件あまりにとどまっていると聞いております。私どもの国会議員団も継続的に国会で論戦して、制度の改善と周知を求めています。ぜひ、町におかれてもさらなる制度周知をしていただきたいと切に願います。

5点目です。処遇改善についてです。先ほども答弁いただいたように、政府が打ち出したケア労働者に対する処遇改善については、一方で、保育分野などで自治体による対応のばらつきが指摘されて、政府も急遽2月17日付で事務連絡を出す事態となりました。

今回の処遇改善は、答弁にもありましたように、看護・介護・保育士・学童保育などの職員を対象に主に3%程度、9,000円程度を引き上げるとするものですが、補正予算ということで組んでいただいたと思いますが、特に3年度との年度またぎの場合について、特に通知で、よろしく御周知願いたいということで通知が来ているかと思いますが、3年度と4年度の年度またぎの処遇改善の部分については抜かりなく大丈夫ということでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 令和2年度から前倒しでコロナ対策という形で処遇改善されている分に関しては、補正予算のほうで対応させていただいておりますし、当初予算につきましても、令和4年9月分については同じような特例交付金という形でさせていただいて、10月以降につきましてはもともとの保育単価なりに計上されるということですので、そういった形で対応させていただいております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） これもまた現場で処遇改善の事務手続というのが非常に大変だと、処遇が改善されるのはいいんだけど、非常に複雑怪奇であるので、当該施設への十分な説明をお願いしたいということでもあります。

それから、実際に処遇改善に活用されているというチェック等については、町のほうでいかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） こちらにつきましては、必ず処遇改善にさせていただくということになっておりますので、現在でもそういった形でちゃんと補助金を使用されているかにつきましては、県のほうと一緒に町も行きまして確認を行っておりますので、その際に再度きちんと確認していきたいと思っております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） よろしく願いいたします。

同様に、学童保育に係る支援員さんの処遇改善についても長く求められてきたことです。一方で、処遇改善については8割の自治体の実施と回答しているんですが、本事業の課題については4年の10月以降の市町村負担についての懸念が示されています。これについては予算化していただいているんですが、4年度中の課題についての御見解があればお聞かせください。

○議長（安丸眞一郎） 松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 保育士等の処遇改善という形で、こちらのほうも学童保育所のほうも同じような形で今年度計上させていただいていますので、そういった形で保育士並びに学童保育所の支援員さんのほうの処遇改善のほうの予算として支給していきたいと思っております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 市町村における十分な財政負担も含めて、4年度対応をしていただきたいと思えます。

全体に、保育分野においての必要数の保育の実施や、安全な保育の提供のためには、保育施設への支援や保育士さんの待遇改善、保育士確保など一体となって進めていかなければなりません。ぜひ、今後も現場とよく連携して、重層的な支援、それから、保護者の皆さんへの御支援もお願いする次第です。

1点目は、以上で終わります。

2点目町税についてです。

2年以上続くコロナ禍や、また、それ以前からの消費税増税など、住民負担増や物価上昇など、住民生活は楽観できない状況が続いています。今後も住民の生活状況や所得をよく町が把握し、必要な支援ができるよう、各課が連携して住民生活を守る取組を進めてほしいと願います。

さて、その町税の特に所得に係る調定部分や、納税に係る相談数、滞納の傾向はいかがでしょうか。また、それを踏まえての今後の対策はいかがでしょうか。これが1点目です。

2つ目に、特に負担感が重いとされる国民健康保険税についてです。とりわけ子供から赤ちゃんまで、人数分に課税される均等割は人頭税であるとの批判が強く、政府がようやく未就学児の半額化を決めました。さらに、自治体によっては独自の減額を実施しているところもありますが、それも含めて負担軽減についてはいかがでしょうか。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平山議員質問の町税について答弁をいたします。

1点目の、町税の調定額や納税相談数、滞納の傾向と今後の対策につきましては、後ほど担当課長から答弁をいたします。

次に、2点目の国保税の負担軽減についてでございますが、国民健康保険制度は、平成30年度に都道府県が財政運営の主体となり、将来にわたり持続可能な制度とするための改革が実施をされてございます。

また、今後の課題として法定外繰入等の解消が上げられており、赤字の市町村においては保険税引上げや収納率向上などを通じて、法定外一般会計繰入れと繰上充用の解消に向けた計画の策定・取組が求められているところでございます。

このような中、大刀洗町では、平成30年度以降は赤字解消のための法定外一般会計繰入れは行っておりませんが、医療費の増加などに伴い、国保財政は依然厳しく、国保税率の引き下げは困難な状況にございます。町としましては、今後さらに被保険者の負担増を招かないため、国保税の収納率向上や医療費適正化、保健事業の取組を進めているところでございます。

また、来年度は未就学児の均等割額5割軽減による子育て世代の負担軽減を図ってまいります。また、国保が抱える様々な構造的課題を解決するためには、国からの財政支援の拡充が不可欠であり、今後とも国に対して財政支援の拡充等制度改正を要望してまいります。

○議長（安丸眞一郎） 田中税務課長。

○税務課長（田中 豊和） それでは、私のほうから、町税の調定額や納税相談数、滞納の傾向と今後の対策について答弁させていただきます。

まず、調定額についてでございます。町民税の調定額のほうから述べさせていただきます。

まず、現年度分でございます。令和元年度6億6,825万3,000円、令和2年度が6億6,225万5,000円、令和3年度が6億7,291万9,000円でございます。

次に、町民税の滞納繰越分でございます。令和元年度が4,306万8,000円、令和2年度が4,015万6,000円、令和3年度が3,725万円となっております。

続きまして、国民健康保険税の調定額についてでございます。現年度分といたしまして、令和元年度3億5,337万9,000円、令和2年度3億3,968万2,000円、令和3年度3億3,493万7,000円。

続きまして、滞納繰越分でございます。令和元年度6,325万9,000円、令和2年度5,599万9,000円、令和3年度5,317万円となっております。

続きまして、納税相談数についてでございます。

概略の報告となりますけれども、税全体の滞納者などとの交渉件数は、令和3年10月から12月でおよそ1,800件、前年の10月から12月の約1,200件と比べまして、約1.5倍に伸びております。交渉件数の増加に従って納税相談件数も伸びてきているものと思っ

ております。

また、納税制約の新規件数につきましては、令和2年度の総数60件に対しまして、令和3年度は、1月までで既に60件を超えている状況でございます。

続きまして、滞納の傾向についてでございます。町税の滞納のうち、町県民税、国保税については、転職・退職などにより、特別徴収から普通徴収に変わった際に発生するケースが多いものと考えております。

退職されてから再就職して、社会保険に加入した後、特別徴収が開始されるまでの間の期間について、自分で普通徴収で納付することをお忘れになられる場合や、休職期間の収入減のために納付が困難になる場合が見受けられると考えております。また、所得税と違いまして、前年の所得に対して課税がなされるため、収入減に対して税額がすぐに減るわけではないということも原因の一つだと考えております。

今後の対策についてでございますけれども、町県民税、国保税は、本人の前年の所得に応じて課税された額を納付していただくというものでございますけれども、普通徴収の場合、先ほど申し上げましたように、納め忘れというようなケースが多いのではないかと考えております。

このようなことを避けるため、口座振替の勧奨や早目の納税相談を行い、納付を促すことが重要だと考えております。また、納付が困難な滞納してある方につきましては、個々の生活状況に応じて適切な納付の仕方を考えることも大事なことだと考えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） では、順次再質問をさせていただきます。

まず、納税相談、滞納の傾向につきましては、ただいまの答弁をお聞きしておりますと、一つは督促、町からのお声かけが増えたというところがひとつ多いというところでお聞きしてよろしいのかどうかということ。

それから、コロナ禍で所得、収入減による納付困難等が実感としてはお増えになっているということがあるのか、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。田中税務課長。

○税務課長（田中 豊和） それでは、平山議員の御質問にお答えいたします。

まず、現年度分を翌年度に繰り越さないということは、まず滞納を防ぐための大前提だというふうに考えておまして、現年度分の納付が遅れている方につきましても、積極的に電話催告なり接触を図っているというところで接触件数が増えた関係上、相談件数も増えていっているというふうに思っております。

また、コロナの影響ですけれども、直接納税者の方から、コロナの影響により納付が困難だと

というような相談を受けたケースは今のところございません。どちらかという、いろんな給付金等あって、自営業者の方等につきましては納付のほうになされているのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 納税相談数が増えているということで、そのまま単なる払い忘れということで納付していただければいいんですが、例えば、これまででもしゃにむな差押えを行わないことや、例えば、納税の能力のない方については積極的に滞納処理を行っていくとか、そういう方針であったというふうに昨年度まではお聞きしていますが、その方針について何か大きく変更等があるということはありませんでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。田中税務課長。

○税務課長（田中 豊和） それでは、お答えいたします。

基本的な方針については昨年度と変わりはありませんけれども、滞納者の方に関しまして、財産調査等は積極的に行わせてもらっております。財産等がない方につきましては、滞納処分の執行停止を含めたところで検討をしておりますし、財産がある方につきましては、差押え等を行っていくという方針には変わりはありません。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） これについては、以前からも申し上げているように、近隣の自治体によっても差押え等に関する方針が大きく異なるようでございます。

自治体によっては、これまで差し押さえるのかというようなものまで差押えをかけたか、何かその方に対する非常に強権的なものも感じることがあります。

こういう御時世でありますから、お答えにもありましたように、引き続き、悪質な方に対する徴収ということは毅然として行わなくてははいけません、そういった相談、本当に能力のない方に対する納税の在り方については引き続き慎重に、納税相談を機に様々な支援に結びつくように、各課連携して引き続き対応をお願いしたいと思います。

特に、こうしますと国保に関わってくるんですが、所得別の滞納率とか、そういう対策が可能なデータという分析ができるかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。田中税務課長。

○税務課長（田中 豊和） それでは、平山議員の御質問にお答えいたします。

所得別の滞納者の状況ということですが、今システムのほうがそれに対応できておりませんので、結論といたしましては把握できていないということでございます。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 今後、こういう所得別の滞納が出せるようなシステム改修ですとか、どういふところに滞納、どういふ方々が滞納せざるを得ないのかというところのシステムの改善も含めて、よく御研究いただきたいと思います。

近隣では所得別のデータというのは頂いておりますので、大刀洗でもできないことはないと思います。よくここは御検討いただきたいと思います。

今後、企業の業績悪化や個人所得の減、また、物価の上昇等によりさらなる生活困窮が予想されると思います。減免等の支援や特例貸付の返済猶予や税の分割の相談、あるいは生活保護の申請など、住民が生活できるようあらゆる方策を、連携し知恵を絞って支援していただきたいと思っています。

それから、2点目です。国保の件です。

町長の答弁にもありましたように、国保というのは構造的な課題があるということで、国の支援が不可欠だということでおっしゃったのは、全くそのとおりだと思いますし、地方六団体、特に知事会が少なくとも1兆円の財政支援が必要であるというところは、全く私どもも同じ考えでございます。

ただし、やはり、要するに1兆円が入らないがゆえに、多くの住民の方、とりわけ所得の高くない方や職のない方、高齢者の方が加入する国保加入者への負担が大きいのところについては、かねてより申し上げてきたところです。

まず、再質問をさせていただきますが、国保について、来年度に向けての繰越金の見込みはいかがでしょうか。今後の財政運営について、引き下げはできないけれども、これ以上の負担というの厳しいということではありますが、4年度以降の保険料等の財政運営について、お考えがあればお聞かせください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） 御質問にお答えいたします。

まず、繰越額につきましては、令和2年から令和3年度については1億円超あったと思いますが、今年度、医療費の増加に伴いまして、繰越額は1億円よりも下がるというふうに思っております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 国保税等の見通しについてもお聞かせいただければと思います。

○議長（安丸眞一郎） 早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） 失礼しました。国保税につきましては、毎年、来年度につきましては、

令和3年度の調定額を基に来年度の予算、国保税の収入を見込んでおります。令和3年度、調定額が例年よりも下がったことに伴いまして、令和4年度については、国保税については約2,000万円程度の減少になるかと思っております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） すみません。税込見通しでしたかね、今のは。税額については、今後の税額というのはどうでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） お答えいたします。

税額につきましては、先ほど町長答弁にもありましたが、国保税率の引き下げは現時点では困難であると同時に、税率の引き上げについても現時点では困難だと思っておりますので、令和3年度と同率の国保税率で運営をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） お答えにもありましたように、国保税に関しては、加入者の所得が減少傾向にあるというふうに見ていいのでしょうか。

かように、先ほども申し上げましたように、平均所得は低いのに、国が十分な財政を措置しないために、被保険者が所得に比べて著しく高額な保険料を払わざるを得なくなっています。協会けんぽと比べてもほぼ2倍の保険料であり、負担感で言えば、20万円なら妥当と言われる方々が年間40万円の負担をしているというふうに言って過言ではないと思います。

逆に言えば、現行の保険料のほぼ半額であれば、加入者の方も納得できるという方もいらっしゃるかもしれません。この半分にするためには、どうしても国が1兆円入れれば、半額程度に税を抑えるということも可能でありますので、この1兆円、それから、やっぱり協会けんぽの2倍という実情をよく御理解いただきたいと思います。

とりわけ、子供の人数にも課税される均等割というのは、先ほど御説明いただいたとおりです。減額については、これ以上は独自の軽減はできないということでもあります。

一方で、近隣の自治体を拝見しておりますと、均等割の独自助成のみならず、県内、あるいはお隣の佐賀県を見ておりますと、18歳までの医療費助成というのが大きく広がっております。

私が議員になった頃、多くの自治体は一切、上乘せして、4歳までの医療費助成に対しても首を縦に振っていただけませんでした。そこから少しずつ運動が広がって、現在は18歳までの助成拡大ということで、大きな運動の成果だと思います。

医療費の助成を進めることによって、子育て世代の負担が軽くなるだけでなく、医療の必要な

人がちゅうちょなく受診でき、健康の増進や重症化の予防の効果が期待できると思います。これは、例えば自己負担を下げることによって、行政としてもこのような医療効果が望めることは望ましいと思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） お答えいたします。

子ども医療費の件で説明をさせていただきます。

当町につきましては、現在、未就学児については自己負担がないというところで医療費の助成をしております。これは、医療費が一番かかる未就学児までの医療費負担をなくすことで、子供さんの疾病の予防、さらには重症化を予防するために医療費の助成をしているものでございます。

現時点では、県の補助事業の対象が中学生までというふうになっておりまして、中学生については、県の医療基準では外来が1,800円までというところになってはいますが、当町についてはそれをさらに削減しまして、小中学生とも外来については1,000円までの補助をさせていただいて、子育て支援の充実を図っているものでございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 予算審査の中で、医療費については、コロナ禍で受診の抑制があつて、それによる重症化等もあつたので、今後適切な受診によって重症化を防ぐような取組を行いたいという答弁がありまして、全くそのとおりだと思います。

それから、子供の保険証をきちんと交付することや、そういったようにコロナ禍においても適切な受診を進めることなど、国保と医療行政に求められる役割は大きいです。引き続き負担の軽減や健康増進の諸施策を求めていきます。

福岡では、中学校までから18歳までの独自支援というのは、まだ6自治体ぐらいにとどまっておりますが、お隣の佐賀県を見ておりますと、10市のうち神崎市など4市が高校卒業まで、それから、町に至っては10町のうち7町が既に18歳までの医療費の助成に踏み出しております。

特に、福岡県に近接する自治体では、ほとんどが18歳までとしております。子育て支援に非常に力を入れていると思います。ぜひ、こうした事例も見習っていただいて、子育て世代の負担を軽減するとともに、適切な診療が受けられる制度に改善していただきたいと思います。

2点目については以上です。

3点目です。宣言等の管理、啓発についてです。

当町における各種宣言等の実績、管理、啓発について、町の現状をお聞かせください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平山議員質問の、宣言等の管理、啓発について答弁をいたします。

当町における各種宣言等の実績、管理、啓発についての御質問でございます。

一つでは、大刀洗町では、平成5年6月に、大刀洗町民憲章を制定し、現在、ドリームセンター前にある記念碑を建立し、ホームページで紹介するとともに、町制施行50周年記念誌や、第5次総合計画にも掲載をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 宣言等いろいろございますね。それから、行政が行う宣言、議会が行う宣言とあると思いますが、町長のお考えとして、様々な分野での宣言等が実施されていると思うんですが、この宣言等に関して、町長が例えば積極的に何かを宣言して回りたいとか、あるいは周知して回りたいとか、何かその辺のお考えというのはいかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

議員のお尋ねは、今後、町として何らかの施策を推進する目的を持って宣言等を発出し、PRしていくつもりがあるかという御質問でよろしゅうございますか。

そういう意味でございましたら、今のところ新たな宣言等は想定はしておりません。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 宣言等が今までないということではありますが、例えば、法的拘束力の問題、それから、行政が例えば宣言を、仮に今の特にお考えはないということだけど、行政が例えば宣言をする場合に、例えば議会にそういったものを図っていくか、その辺の宣言の取扱い等が、今まであまり当町では積極的には行われてこなかったかと思うんですが、その辺の取扱い等について、何か実務の面で法的拘束力とか、その辺についてお考えがあればお聞かせいただきたいと思うんですが。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

議員のお尋ねとかみ合っているかどうかちょっと自信がないんですけども、いわゆる何とか宣言、例えば非核平和都市宣言とか、青少年健全育成のまち宣言とか、人権を尊重するまち宣言とか、そういう各種宣言を宣言することによりまして、まちづくりのあり方というか、どこに力を入れているんだということをPRするような事例が、昭和50年代以降見られてきたところでございます。

最近で言えば、例えばゼロカーボンシティとか、そういう環境問題等を重視する自治体におい

て、そういう宣言がなされているのではなかろうかと思えます。

その際、法的権限ということでございますけれども、この宣言が、いわゆる理念的なものとしてされているのか、あるいは議会等にお諮りしてされているのか、あるいは、宣言という名称を使わなくても、例えば理念条例等を町のほうで提案をして可決いただいて、その条例をPRするという事例もございますので、それは、それぞれの宣言の位置づけによって異なってくるのではなかろうかと思えます。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） ありがとうございます。

とりわけ、こういう世界的な情勢の中で、非核であるとか平和宣言というのがとりわけ注目されるようになりました。当町では、昭和61年7月に、この前決議でもなしたところですが、非核恒久平和宣言の町に関する決議というのを議決しております。

例えば他の自治体を見てみますと、議会の議決を受けて、先ほどおっしゃったように、行政としても周知、町としても宣言を行ったり、周知したり、あるいは非核平和自治体協議会に加盟する等の動きがあっていますが、そこは当町ではどうなのかなということで、ひとつ具体的な例としてお聞きしたいと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

昭和61年に議会のほうで非核恒久平和の町宣言を決議をされてございます。こういう決議を受けて、町の執行部としても何らかの宣言なり、あるいは取組をしたらどうかという御主旨の質問かと思えます。

こういう平和に対する事業につきましては、これまで大刀洗町としましても、かつて大刀洗飛行場が存在した町として、また、昭和20年の3月27日と31日に大空襲を受けまして大きな被害を受けた町として、平和に対する取組というのは大変重要な取組であろうというふうに考えております。

ですので、これまでも人権学習や平和学習等を通じていろいろな広報・周知活動をしてきたところでございますし、町主催の慰霊祭の開催であるとか、そういう平和に対する取組を行ってきたところでございます。今後ともそういう趣旨なり、歴史を踏まえて広報啓発に当たってまいりたいと考えております。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） このたびに当たって、いろいろ宣言等がどっかで私は一括管理されているのかと思って、いろいろお聞きしたんですが、どうも宣言等はないということになると、この非核恒久平和の町宣言を行った後に行政が何かのことをしたのだろうかということをお聞き

したんですけれども、そこら辺もよくわからなかったんですよ。

だから、町議会はこういう議決している、それからまた、世界的にこういう何か核威嚇ですとか、平和の流れを阻害する動きがある中で、改めて、先ほどの答弁にもありましたような平和や非核の問題、それから、環境、人権等もありますが、今後とも宣言等の発出はともかくとして、積極的に取り組んでいただくとともに、周知を図っていただきたいと思います。

当町は平和首長会議には加盟していると多分お聞きしておりますが、非核宣言自治体協議会には分未加入と承知しております。よろしくお願ひしたいと思います。

以上、今回の質問で、住民の皆さんの生命を守りながら機敏な政策実施をお願ひすることや、必要な制度の周知啓発・PR等を適切に行っていただくよう求めまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安丸眞一郎） これで、平山賢治議員の一般質問を終わります。

○議長（安丸眞一郎） 以上で、本日の議事は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

散会 午後4時05分
